

17世紀のオスマン朝における漕手徴発
—— ボル郡における事例分析を通して ——

The Levy of Oarsman in the Seventeenth Century Ottoman Empire :
Through the Case Study in the Bolu District

多 田 守

Mamoru TADA

Abstract The levy of oarsman was one of the *avarız* (extraordinary) taxes in the Ottoman Empire. Therefore, *reaya* (ruled class) were levied. In the seventeenth century, *sancak* (sub-province) which was ordered most often it was the Bolu one with the Bolu *kazası* (district).

It was performed under the supervisin of the *kadi* (judge in an Islamic court), as the responsibility of the district. Firstly, for setting the levy unit ordered by the government, villages were grouped according to the following original understanding, 1) to form a group in each area — *nefs-i Bolu*, *sazak* and *Gökçesu* area —, 2) to form a group in neighboring villages, 3) to permit to form a group beyond the area boundaries in regard to the villages near the area boundaries, 4) to avoid the fragmentation of the *avarızhane* (group of households liable for extraordinary tax) as much as possible, 5) to form a group around the large village of the number of the *avarızhane*, and after this work assignment register was prepared. Secondly, oarsmen and their guarantors were determined through the mutual consultation in each group described in the assignment register. But oarsmen were obtained from other groups in the almost half groups of the all ones. Az for their guarantors, almost were occupied by people from the same village as them. It seems that *reaya's* evasive tendency was considerably strong. Therefore, existence of a human network was indispensable for securing oarsman.

By the way, the *naib* (assistant judge) generally came to perform the duties of the *kadi* in the second half of the seventeenth century. However, the term in his office was short, and besides he was busy. So, role played by *ayan* (local notables) more and more increased in importance. In addition, the system which was adapted in the levy of oarsman is considered a common system in the levy of the *reaya*, because it was adapted in the one of the *nefir-i am* (general call to arms) and the server of the wood transportation, too.

Keywords levy of oarsman (漕手徴発), ボル郡 (Bolu district), 納税戸 (*avarızhane*), 保証人 (guarantor), 地方名士 (local notables)

はじめに

以前筆者は、動員、徴税そして治安維持面での変化に着目して、17-18世紀のオスマン朝における統治形態の変容について考察を行ったことがある。そして、漕手 (kürekçi) や工兵 (beldar) などの非戦闘員の徴発にとどまらず、民兵の召集 (nefir-i am) や非正規兵 (levend) の徴発、さらにはイエニチェリの動員までもが、納税戸 (avarızhane) や割当戸 (tevizhane) に依拠してなされるようになっていったことを指摘した。ただその際、具体的な徴発形態をめぐっては、納税戸数などを拠り所に近隣の諸街区や村々が組み合わされてグループが形成され、各々に割り当てられたと述べるにとどまり、詳細についてはまったく触れなかった [多田 2017: 28; 2018: 106-109]。

実はこれまでのところ、このような徴発形態についての究明はほとんどなされてきていないのである。たとえば、海軍組織についてまとめあげた İ. H. Uzunçarşılı は、漕手徴発に関して政府の方針を簡単に説明しているにすぎず [Uzunçarşılı 1948: 482-483]、スレイマン I 世時代のオスマン艦隊について専論を著わした C. H. Imber [Imber 1980: 267] も、漕手は命じられた納税戸数に基づき、街区や村などごとに徴発されたと漠然と述べるにとどまっている。諸史料を渉猟することにより漕手徴発に関する諸情報を比較的詳しく紹介した İ. Bostan [Bostan 1992] の場合も、その研究の主眼は帝室造船所 (Tersane-i amire) の実態解明に置かれている。また、非正規兵に関して詳細な研究を行った M. Cezar はと言えば、徴発命令が誰に発せられたのか、その通達内容はどのようなものであったのかについて言及するのみである [Cezar 1965: 351-352]。さらに、16-17 世紀における戦争について考察を加えた R. Murphey や 18 世紀を中心に軍事的諸問題全般の解明に精力的に取り組んでいる V. H. Aksan なども、戦闘員、非戦闘員を問わず具体的な徴発形態にはほとんど触れていない [Aksan 1998; 2002; 2007; Murphey 1999]。

上述した納税戸や割当戸に依拠した徴発は、元来非戦闘員としてのレアーヤー (被支配者層) の確保が目的で、アヴァールズ (臨時) 税 (avarız akçesi) の名の下に行われてきたものであった。それが、大量動員の必要性に迫られる中、レアーヤーとは言え戦闘員であった民兵の召集や非正規兵の徴発、そしてついにはアスケリー (支配者層) から成る正規兵の動員に際しても見うけられるようになっていったのである。それゆえ、レアーヤーの徴発がいかなるものであったのかを明らかにすることは、レアーヤーと戦争との関わり、アヴァールズ税の運用実態やそれを担った郡の役割などにとどまらず、オスマン朝における動員体制を解明するうえでも、欠く事のできない作業であると考えられる。そこで小論では、17 世紀におけるレアーヤー徴発の実態を明らかにするべく、特にボル (Bolu) 郡における漕手のそれについて取り上げ考察を行うこととする。これは同郡をはじめとするボル県内の諸郡が、17 世紀を通してたびたび漕手徴発を命じられた結果¹⁾、漕手名簿などの関係史料が比較的ま

1) アヴァールズ税納入の代わりに徴発された漕手は ocaklık kürekçi あるいは avarız kürekçi と呼ぶ

とまったかたちで残存しているためである。また、事例はわずかながらも民兵の召集、さらには木材運搬役（水牛と牛方）や志願漕手²⁾の徴発に関する史料も残っており、漕手徴発の実態に迫っていくうえで大いに参考となると考えられ、前述した İ. Bostan [Bostan1992] による研究成果についても、良き道標になるものと期待されるからである。

まず、どのようにして村々や諸街区に徴発人数の割当がなされたのか、次いでこのような割当に対してレアーヤーはどのように対応したのかについて究明する。また明らかとなった事柄をふまえつつ、徴発を取り巻く環境にも目を向け、郡や郡民が担った役割についても考えてみたい。ただボル郡に関しては、史料の残存状況により特に17世紀前半における諸状況を把握することは困難である。それゆえ、近隣に位置したアンカラ（Ankara）郡より得られた諸情報をも利用して考察をすすめていくこととする。

なおここで、小論での考察にあたり利用した漕手名簿などの内容について、簡単に説明しておく。17世紀後半から18世紀初頭にかけて作成された漕手名簿が5点、民兵召集、木材運搬役そして志願漕手の名簿が各々1点ずつ残存している。これらは、同郡のシャリーア法廷文書（şer'iye sicili）の中に見られ、郡から政府に提出された名簿の控えである。一部不備なあるいは欠落した箇所があるものの、いずれの名簿においても基本的に、まず徴発を割り当てられた村々や諸街区の名前——筆者は徴発単位となったこれらの一塊をグループと呼ぶ——がそれぞれの納税戸数とともに記され、次いで当該グループより徴発された出征者やその保証人名および各々の出身地名などが記載されている。筆者は行論上諸名簿の内容、およびそれらの分析を通して得られた諸情報の提示が必要と考え、記載順にグループ、出征者そして保証人に1番から番号を割り当て、各村や街区についても番号を付し、各々を表にまとめた。論を進めるにあたり、表が多用されることを予めお断りしておく。

I 徴発に対する郡の取り組み

1. 政府からの通達

徴発がアヴァールズ税の内の一つであったことから³⁾、まずカーディーのもとに政府から通達もたらされた。通常、帝室造船所監督官（Tersane-i amire emini）の配下の者によつ

↙ ばれた [Bostan1992: 187; BoSS830: 27R] (R=右段:L=左段を示す)。Bostan は、1603-1671年の間に漕手が最も多く徴発されたのは同県であったと述べているが [Bostan 1992: 194-196]、その後もいく度も徴発が命じられた。

2) アヴァールズ税によってではなく、志願してその任を引き受けた者で、hod-girifte kürekçi [AnSS524: 414], ücret ile kürekçi [AnSS522: 272] あるいは cenkçi kürekçi とも呼ばれた [BoSS841: 73L; Bostan1992: 204-208]。なおこの他に、捕虜や罪人なども漕手として利用された [Bostan 1992: 209-220]。

3) たとえば、1501年6月17-27日/906年ズィルカデ月下旬付の命令により、城塞の修復や建設に従事する人夫の徴発、糧秣（nüzül）供出などとともにアヴァールズ税の内の一つであったことがわかる [Şahin-Emecan1994: No. 86, 144, 202]

でもたらされたが [BoSS839: 51L-50R; 840: 50L; 843: 56R-L], カブダン・パシャのそれによる場合もあった [BoSS842: 83R]。そして一般的に、漕手引き渡しの期限が新年の始まりである 3 月 11 日 (nevruz) であったことから [Bostan1992: 197-198; BoSS840: 66R-L; AnSS 498: 185; 518: 412], たとえば 1696/1107 年の出航に際しては 1695 年 5 月 18 日/1106 年シェツヴァル月 4 日付 [BoSS839A-6611: 19R], 1698/1109 年については 1697 年 5 月 30 日/1108 年ズィルカデ月 9 日付 [BoSS841: 94L-93R], また 1708/1120 年については 1708 年 1 月 8 日/1119 年シェツヴァル月 14 日付 [BoSS845: 13L-14R] で通達が発せられた。

ただ 1698 年についての通達は、前述の日付を皮切りに 1697 年 12 月 30 日 [BoSS841: 79R], そして 1698 年 1 月 28 日 [BoSS841: 79R] にも発せられている。このように通達は何度か発せられており、しかもすべての通達の写しが残存しているわけではなく、最初の発令日を確定することはなかなか厄介である。それゆえ前述した 1708 年についても、1 月 8 日に初めて発令されたとは決して即断できないのである。しかし、前述した諸例から概ね艦隊が出航するフズル・イルヤースの日 (ruz-ı hıızır) (4 月 23 日) の 1 年近く前から発せられていたことがわかる [Bostan1992: 197]。

そして、もたらされた通達は法廷において告知された。たとえば「1118 年 (1706 年) 出航の件について、ボル郡から…10 納税戸につき 1 名の漕手徴発の高貴なる命令が…もたらされ、郡内の人々全員が法廷に集められ、彼らの前で告知された。そこで人々は、命じられた 39 名の徴発にとりかかったものの…」 [BoSS844: 78L-77R] と記されている。もちろん、字句通り全郡民が集められたわけではない。では、具体的にいかなる者たちが召集されたのであろうか。「郡内のレアーヤー」 [BoSS843: 56R-L], 「地域の人々 (ahali-i vilâyet)」 [BoSS844: 62R], 「郡内の人々」 [BoSS845: 14R-L] と漠然とした表現で記されている場合が多い中、1695/1106 年、1697/1108 年そして 1701/1112 年の文書においては一部のレアーヤーの名前が、とりわけ 1695/1106 年のそれには彼らの居住地も一緒に記されている [BoSS839A-6611: 5R-L; 840: 50L; 842: 83R]。それによると、ボル郡では漕手徴発が村落部にのみ課せられていたこともあり、全員が村民で、しかも「アヴァールズ (税の納入義務を負った) レアーヤーの内の証書保有者 (ashab-ı vesika) たち」と呼ばれた村の代表者たちであったことがわかる [BoSS840: 50L]⁴⁾。なお、告知の場には地方名士 (ayan) も同席していたと考えられる。なぜなら後述するように、彼らは徴発作業に深く関わってきただからである (註 35 参照)。

2. 割当簿の作成にあたって

その後告知に出席した者たちは、徴発のための割当簿を作成したのと考えられる。様々

4) いつ街区が除外されたのかについては、目下のところ不明ではあるが、16 世紀前半においては街区も同様に挑発対象であった [MAD. d. 5789: 8; 979: 9]。

な納税戸数を有するいくつかの村々を組み合わせて、その合計値が命じられた納税戸数となるようなグループを、すなわち徴発単位を設定していったのである⁵⁾。

ただその作業にあたっては、まず村々の諸状況についての情報交換がなされたと考えられる。17世紀後半、ボル郡は匪賊の横行 [BoSS831: 56L; 835: 44L] や地方官などによる苛斂誅求 [Naima6: 68; Silahdar2: 129; Raşid2: 219]、さらには地震 [Konrapa1960: 274] などにより疲弊していた。事実、納税戸台帳と実態との齟齬を把握するためになされていた欠損戸 (kusurhane) の調査結果を見ると⁶⁾、1674年3月19日-3月28日/1084年ズィルヒツジェ月中旬頃には113.5、1674年8月3日-9月1日/1085年ジュマデルウーラー月頃には94.5、そして1675年3月28日-4月26日/1086年ムハッレム月には119.5納税戸が欠損戸として登録されていた [BoSS831: 76R, 71R, 66L]。いっぽう政府が保有した納税戸台帳においては、1662/1072年以来1676/1087年における新たな調査 [MAD. d. 4081] までは759納税戸のままで変化はなかった [KK. d. 2635: 31, 38; 2659: 77; 2665: 36; 2668: 23L; BoSS830: 5R; 831: 54L]。すなわち、12.5%-15.7%もの高い割合で納税戸が欠けていたのである。そこで1675年6月18日/1086年レピユルエツヴェル月24日に、「レアヤーが死去したり、公務執行者 (ehl-i örf) の圧迫などにより四散し、他の地へ移動したりして、アヴァールズ税を徴収するのが非常に困難となったことから、移動したレアヤーを再び元来登録されていた村に帰らせて、新たに登録 (tahrir) 作業が行われ、台帳が作成されることとなった。…」 [BoSS831: 59L-59R] という通達が発せられ、翌年租税調査がなされて新たな納税戸台帳 (avarız defteri) が作成され、納税戸数は555.875 (村落部485.375; 町部70.5) となった。ところが、10年後の1686年4月13日/1097年ジュマデルウーラー月19日には早くもボル県内のカーディーたちに対して、「同県では、疲弊のゆえにレアヤーが四散した村が多いことから、失踪者たちについては、現在居住している所で当該地を本貫としていた納税戸 (asilhane) に加えられ、税が徴収されるように。」との通達が発せられる有り様であった [BoSS835: 39R]。事実1687年の名簿では、Kodliya (村番号20 (3)-)、Advan (26) や Ömerler (25) 村など計8村 (総計17.125納税戸) が除外され、記載され

5) 17世紀においては、通常10もしくは7納税戸であった [Bostan1992: 188, 192]。ボル郡でも、1687/1098年 [BoSS837: 12R-L]、1695年 [BoSS839A-6611: 4L-5L]、1699/1110年 [BoSS841: 59L] などについては10納税戸、1694/1105年 [BoSS839: 51L-50R] については7納税戸と命じられた。ただ1688/1099年については、9納税戸が基準とされた。これは、当初10納税戸と命じられたが [BoSS837: 41R-L]、当時の諸状況に照らして割当調整や人数確保の観点から改められたものと考えられる (表II a-③参照)。アンカラ郡においても1614/1023年の6納税戸を除き [AnSS498: 127]、10もしくは7納税戸であった [AnSS496: 151; 502: 846; 503: 1493; 505: 1396; 509: 1006; 511: 760]。なお1638/1047年におけるアンカラ郡での工兵徴発は、街区を中心に20納税戸に基づき行われた [AnSS513: 511-512]。

6) アヴァールズ税はいわゆる配賦税である。それゆえ、欠損戸の調査を通して把握された実在の納税戸 (mevcudhane) に、納税戸台帳に基づき郡に課せられた納税額などが割り当てられた。3回分の調査結果が残存している。

た村々に関しても納税戸台帳の記載にくらべ6.625納税戸の不足が見られるのである（表Ⅱ a-②参照）。このように刻々と変化する社会状況をうけて、まず各村の状況や担税力に関して共通理解が図られる必要があったのである。

3. 割当簿の作成

では各村落の担税力などの確定作業終了後、グループはどのようにして形成されていったのであろうか。村々の組み合わせにあたり、考慮された事柄は存在したのであろうか。表Ⅰおよび表Ⅱ aを利用しつつ、各村の位置を「Boluの町とその周辺地図」Ⅰ、Ⅱ上で確認していくと、まず以下の3つの原則の存在が察せられる。1) 基本的には、ボル郡を構成したネフス・イ・ボル (nefs-i Bolu) 地区、サザク・ナーヒエスイ (Sazak nahiyesi) 地区そしてギョクチェス・ナーヒエスイ (Gökçesu nahiyesi) 地区の各区域内で形成が図られた。2) できるかぎり近隣の村々同士で形成されることが重視された。3) また村同士の折衝の利便性を考慮して、区境付近に位置した村々については近隣の他地区の村々と組み合わせられる場合もあった。たとえば、1687年のグループ番号8, 30, 32, 34（以降、グループ番号はG番号と記す）、1688年のG番号9、1697年のG番号1, 13, 39、1701年のG番号2, 13, 17, 31などがこれに該当しよう。

ところで、区境を越えての村々のグループ化について言えば、1687年のG番号10, 14, 18, 29, 33, 40, 42, 46、1688年のG番号3, 15、1701年分のG番号27, 34, 35のように、地区はもちろん所在地についてもまったくかけ離れた村々が組み合わせられた場合も見うけられる。これは、前述した諸原則を念頭に、命じられた納税戸数に基づきグループ化が図られようとしたものの現実には困難で、そこで他地区に所属した村々が利用されたためと考えられる。なぜなら、これに該当すると考えられる17村⁷⁾の内の11村については⁸⁾、その納税戸数の一部分が他区域のグループに組み入れられたにすぎないからである。前述した組み合わせは、まさに納税戸数の調整の結果生じたものなのである。

ただし、郡としては極力このような措置は避けたかったようである。前述した17村を年ごとに見ると、0村（1679/1090年名簿）、12村（1687年）、2村（1688年）、0村（1697年）そして3村（1701年）であった（註7参照）。名簿に一部欠落が見られ、しかも徴発基準が途中変更された1688年についての評価は差し控えるものの、それにしても他年に比べ1687

7) ネフス・イ・ボル地区での該当村は1687年のG番号10の村番号77 (10 [77] と表す)、14 [113]、33 [115]、40 [53+] [58] [79]、42 [78] [89] [94] [106]、46 [94]; 1688年の3 [73]。サザク・ナーヒエスイ地区では1687年の29 [115]; 1688年の15 [29-]; 1701年の34 [20 (1)-]。ギョクチェス・ナーヒエスイ地区では1687年の18 [33] [84]; 1701年の27 [5]、35 [35]。

8) ネフス・イ・ボル地区の該当村では1687年の10 [77]、33 [115]、40 [58] [79]、42 [78] [89] [94]、46 [94]。サザク・ナーヒエスイ地区では1687年の29 [115]; 1701年の34 [20 (1)-]。ギョクチェス・ナーヒエスイ地区では1687年の18 [33] [84]; 1701年の27 [5]。

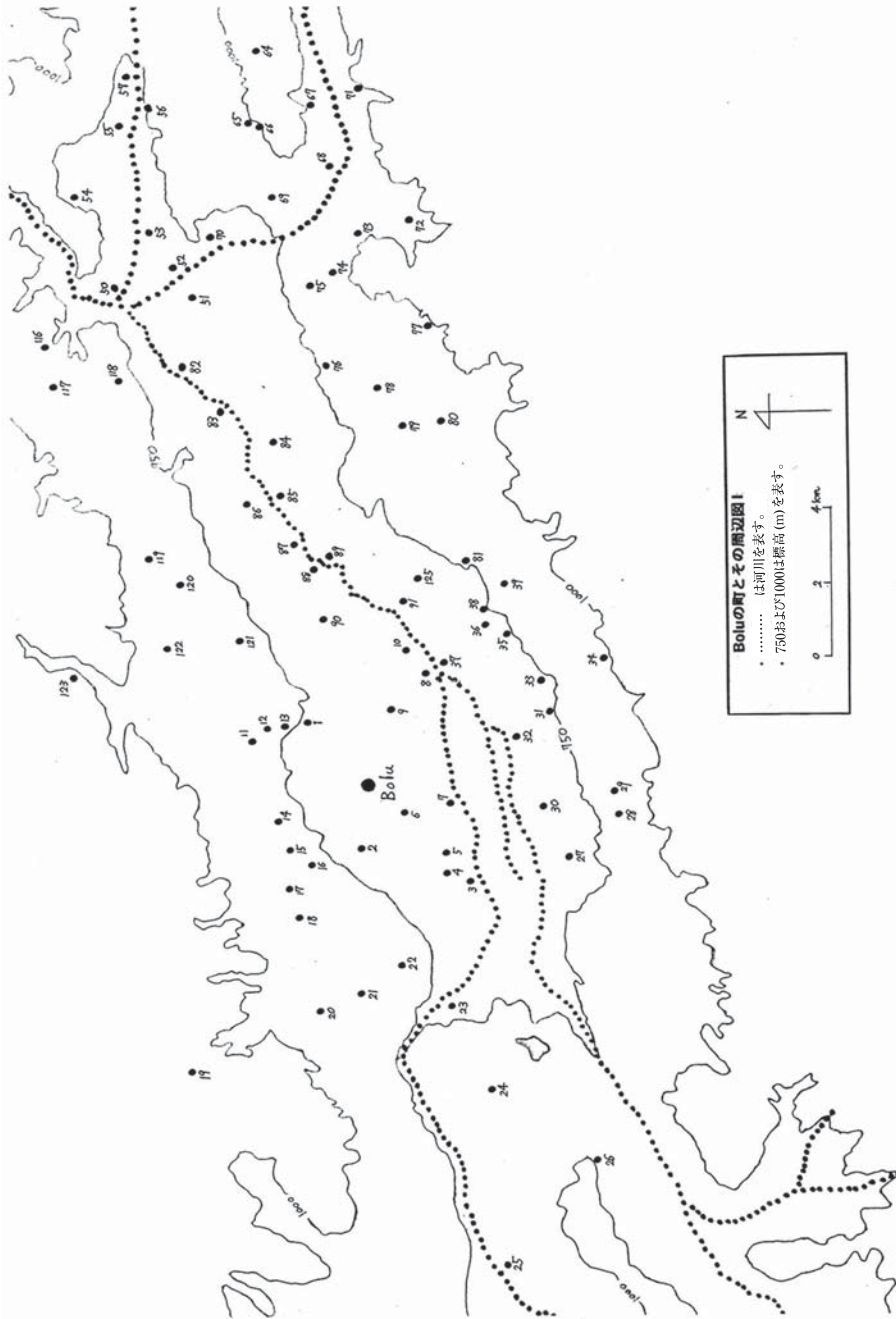


図1

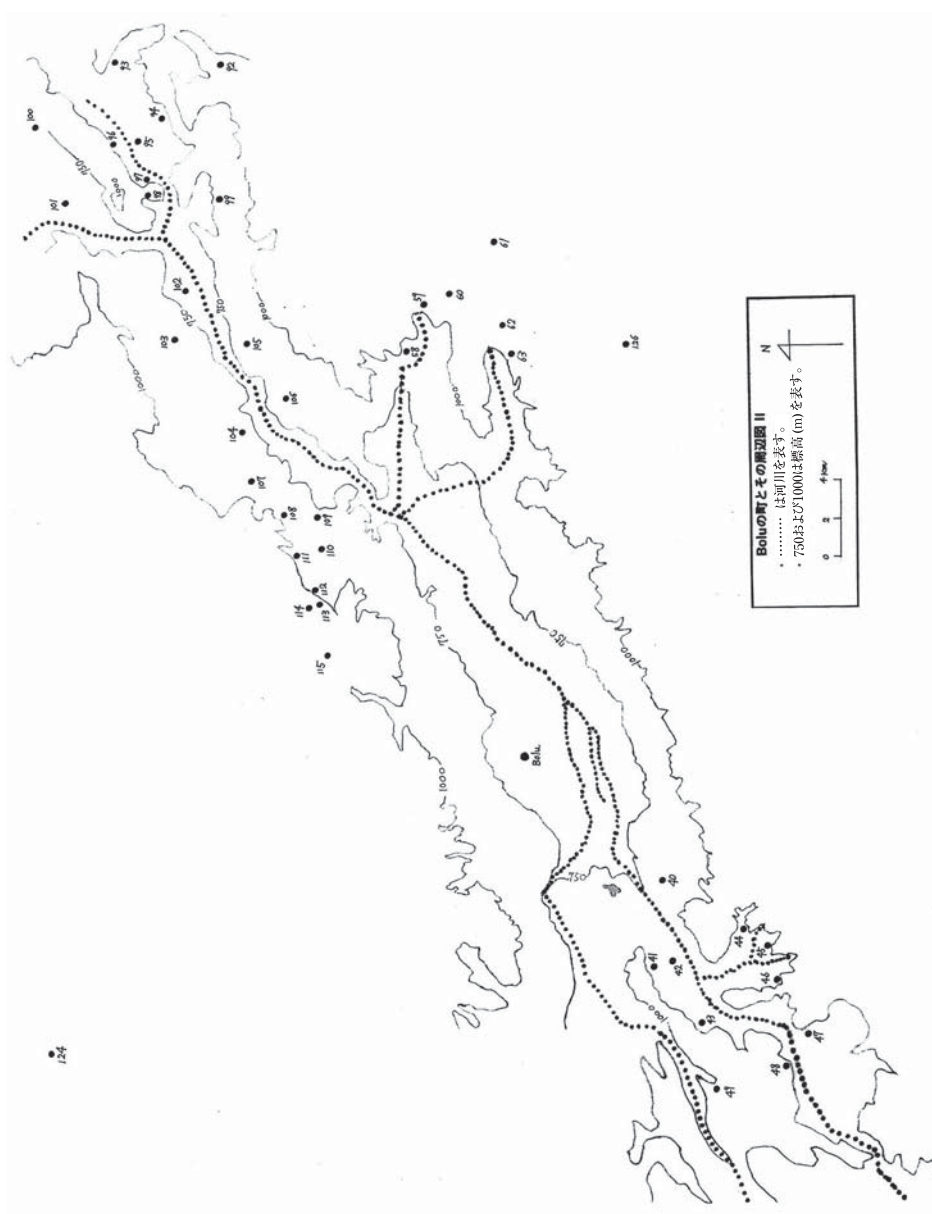


図 2

年における多さが際立っている。これについては、納税戸台帳の改訂後 10 年を経てもなお混乱が収まらず、台帳の内容が現状から乖離していき、調整に苦慮した結果生じたものであったと考えられる。事実名簿から、同年のグループ編成作業が非常に困難なものであったことが読み取れるのである⁹⁾。いっぽう、1676-77/1087 年 [MAD. d. 4081] および 1694

9) たとえば、G 番号 46 では合計 3.5 納税戸で漕手 1 名を、また法廷が主体となって漕手 1 名を確

/1105年 [KK. d. 2743: 10] に実施された納税戸調査から、あまり時を経ずして作成された1679/1090年および1697/1108年の名簿では、該当村はわずかであった。すなわち1687年における状況は例外的な出来事と理解され、原則として4) 戸数調整に際しては、所在地がかけ離れた村々との組み合わせやそのための納税戸の細分化をできるだけ避けることが目指されたのである。おそらくこのような措置は、納税業務の遅滞や納税責務の希薄化、曖昧化が懸念されたことによるものであろう。

さらに表Ⅱ aを注意深くながめると、5) 納税戸数が大きい、すなわち比較的担税力が大きい村を中心に周辺の村々が組み合わされてグループ形成が図られたことがうかがえる。表Ⅱ eをご覧ください。この表は表Ⅱ aを利用して、たとえば納税戸数が4より大きかった村々が各時期のグループ内でどれほどの割合を占めたのかについて、地区ごとにまとめたものである。1701/1112年については、1694年における納税戸数の改定に加え、納税戸の一部のヴァールズ税収が宮廷に割り当てられたことから対象外が増加し、その割合は少々低くなっている。ただ納税戸台帳の記述によると、このような措置は1698-99/1110年にも一度実施された模様で、どうも一年単位の一時的なものであり、短期間で元来の納税戸数に戻されたものと考えられる [KK. d. 2743: 7-9]。なお、この割当により対象外となった村落は村番号1, 22-, 83, 123の4村で元に復した際には、再び7割を超える割合となる。1688年については不明な点が残るものの、グループ化にあたって比較的担税力の大きい村落が中核村として位置づけられていたことはほぼ明白である。おそらく比較的豊かな村を中心に据えることで、漕手の徴発はもとより漕手徴発代替税などの現金調達の実確性を確保しようとしたものと考えられる。さて名簿の分析により、以上の5原則を拠り所にグループ形成が図られたことがうかがえるのである。

ところで、前述した表Ⅱ aの①-⑤を見ると、村々の組合せが徴発のたびにかなり異なっていたことがわかる。これは、何よりも担税力の変化にともなったものである。新たな租税調査から間もなく作成された1679年の漕手名簿に対して、1687年のそれはその後の村々の疲弊により、計23.75納税戸もの減少の中で作成された。翌1688年には、基準が10から9納税戸に改められた。実は荒廃はその後も進み、再び納税戸数の調査が行わなければならない状況となり、1691/1102-03年 [KK. d. 2743: 36] そして1694年に相次いで再調査がなされ¹⁰⁾、村落部の総数は400戸¹¹⁾にまで減少したのである。1697年における名簿は、まさにこの数に基づき行われた。ただ、村々の疲弊はとまらず¹²⁾、1701年においては394納税戸

↖ 保しなければならなかった (G 番号 47) [BoSS837: 16L]。

10) 1691年にアブドゥル・ラフマン・エフェンディ (Abd al-Rahman Efendi) により調査が行われ、村落部については84.5納税戸が減じられ400納税戸と改められたが、カーディーが保有していた台帳とも照合された結果修正が加えられ、1694年に新たに改訂版が作成された [KK. d. 2743: 5]。

11) 街区については史料がなく不明であるが、1697年1月9日/1108年ジュマデルアーヒレ月15日付の文書では50戸に減少している [BoSS840: 73R]。

12) たとえば村番号51は1697/1109年に1 [BoSS841: 83R-L]、1699/1110年には0.5、村番号114

にまで減少し、そのうえ同年においては、12.75 納税戸のアヴァールズ税収が宮廷にあてられることとなり、1697 年に比べ 18.5 納税戸も少ない中で作成されたのである。しかもアヴァールズ税収が宮廷にあてられた村の多くは、前述した中心となった村々であった¹³⁾。これらの村々の納税戸数が変われば、村々の組合せが変化するのは当然であろう。ただ以上の事柄は、違った角度からながめると、状況に応じて柔軟なグループ形成がなされていたとも捉えられえ。もちろんそれを可能にしたのが、納税戸制度の存在と郡民の協力であったことは言うまでもない。

なおここで、民兵の召集や木材運搬役の徴発についても簡単に触れておく。対オーストリア戦争において苦戦を強いられ、兵士の補充に追われた政府が 1689/1110 年に命じた民兵召集に際しての出征者名簿の写しが残されている。表 II b は、それに基づき作成されたものである。これによると、村落部では 3.25 納税戸、街区では 4 納税戸につき 1 名の徴発が命じられた¹⁴⁾。村々や諸街区のグループ化にあたっては、同一区域内であることを基本に、できるだけ近隣の村々が組み合わされ、他地区の村々と組み合わされて形成されたのは全 88 グループの内わずかに 6 グループに過ぎなかった (G 番号 2, 37, 43, 51, 52, 62)。G 番号 2, 52 は、地区が異なるとは言え区境付近に位置した近隣の村々で構成されている。いっぽう、残りの 4 グループは区境を越えたかけ離れた村々同士によるもので、これらは納税戸数調整のためと考えられる。漕手の場合とほぼ同様な原則に基づき作業がなされたことは明らかである。ただ徴発賦課基準が小さかったことから、単独の村 (街区) から成るグループが 34 にも達し、第 5) の原則に基づくグループ化は顕著には見られなかった。

また対オーストリア戦争終結後の 1700/1112 年に、艦船建造のために伐採された木材を運搬するために、街区やワクフ村をも含めたボル郡の住民に対して 4.5 納税戸につき 2 頭の水牛と 1 名の牛方の徴発が命じられ、その徴発者名簿が作成された。表 II c を見ると、グループ化にあたっては漕手や民兵召集の場合と同様に、同一区域内に存在していること、あるいはできるだけ互いに近在していることが基本原則であったことがわかる。G 番号 16, 21, 27, 28 では、異なる地区の村々が組み合わされているが、これらはいずれも区境付近に位置した村々で、互いに近在していた。ただ G 番号 45 には、区域はもとより所在地もかけ離れた村々が存在しており、やはり納税戸数の調整によるものと考えられる。なお民兵召集の場合と同様に、賦課基準となった納税戸数が比較的小さかったこともあり、第 5) の原則については判然としなかった。

↘ は 1698/1110 年に 0.5 [BoSS841: 57R]、そして村番号 124 は 1699/1111 年に 2.75 納税戸が減じられた [BoSS: 842: 101L]。

13) 村番号 1, 22-, 71, 83, 95, 123 が該当する (表 II e 参照)。

14) 街区やワクフ村であった Vakıf geçidviran 村 (村番号 125) も徴発の対象であった。

4. 関連諸税の徴収をめぐる

ところで徴発に際しては、漕手の俸給などにあてられる関連諸税についても徴収された。1名につき3000アクチェの漕手徴発代替税 (kürekçi bedeli)、そして各納税戸につき80アクチェの支援税 (bedel-i muavenet)、15アクチェの帝室造船所税 (Tersane-i amire harcı)、また10あるいは7納税戸に満たなかった端数戸から1納税戸につき500アクチェが徴収された¹⁵⁾。では、これらの税はどのようにして徴収されたのであろうか。たとえば1698年 [BoSS841: 79R-L]、1699年 [BoSS841: 59L] については、現地の者の中から徴税担当者 (tahsildar) が選ばれ徴収されたことが、1697年 [BoSS840: 50L] や1701年 [BoSS842: 85R] については、派遣されて来た担当役人 (mübaşir) に村の代表者たちにより納付されたことが記されている。そして1709/1121年 [BoSS845: 19R-L] については担当役人であったアリ・アガ (Ali Ağa) が徴税担当者となって徴収にあたった。さらに1695年 [BoSS839A-6611: 4L-5L] については、徴収などの遅れのために急遽地元の有力者であったヤレン・メフメト・アガ (Yaren Mehmed Ağa) によって代納され、その後彼によって徴収された¹⁶⁾。おそらくその時々状況に最も適した方法でなされたのであろう。ただ徴収されたのは、決して前述した諸税ばかりではなかった。法廷経費 (harc-ı mahkeme) や書記手当 (kâtibiye) などの名の下に、徴発業務に携わった地元役人への手当やその他の出費、さらには通常の郡業務に関係した諸経費 (harc-ı vilâyet)¹⁷⁾ なども含まれていたのである。それゆえ担当役人も交え、カーディーをはじめ地方名士や村の代表者などによる協議が行われ、新たに台帳が作成されて、それに基づき徴収されたのであった [BoSS 842: 87L; 845: 14R-L]。すなわち徴収は、郡行政とも密接に関係していたのである。

いっぽう通達の遅れで時間的な余裕がなく人的徴発が断念され、現金で代納された年もあった。たとえば1703/1115年については、「要求された39名分の漕手徴発代替税、支援税そして帝室造船所税収の計1900クルシュを担当役人であったユースフ・アガ (Yusuf Ağa) に納付し、彼がそれを帝室造船所監督官に納めて証書 (temessük) を受け取ることに、ユースフ・アガも同意し、…」と記されている [BoSS843: 56R-L; 844: 63L-62R]。同様な出来事は1706年 (1706年2月2日/1117年ズィルカデ月9日受付)、1707年 (1707年5月2日/1119年ムハッレム月29日受付)、1708年 (1708年2月4日/1119年ズィルカデ月12日付) [BoSS844: 63L-62R, 78L-77R; 845: 13L-14R] についても見られた。そして1707年を除いては、新たに作成された徴税台帳が派遣されて来た担当役人に授けられ、彼によって

15) これらに加えて、派遣されて来た担当役人への役務手当 (mübaşiriye)、帝室造船所の担当官 (çavuş) への納付金、漕手引率手当、そして漕手引き渡しの際に必要な証書手数料 (temessük akçesi) なども徴収された [BoSS842: 87L]。

16) ヤレン・メフメト・アガについては、[多田2017: 33] 参照。

17) たとえば1701年の徴収金の中には、以前宮廷に赴いたラマザン・チェレビー (Ramazan Çelebi) の旅費16クルシュなどが含まれていた [BoSS842: 87L]。

徴収された。なお、徴発が行われなかった年においては [BoSS830: 16R, 26R; 833: 10L, 24R; 834: 8R, 42R-L; 835: 28R-29R], 一般的に徴税請負の形態により¹⁸⁾, 各納税戸より 500 アクチェの漕手徴発代替税, 80 アクチェの支援税, 50 アクチェの担当役人への役務手当などが徴収された。

ところで、志願漕手の徴発に際してはグループ化の必要はなく、その報酬などについても何らかの税収があてられた。ちょうど当該期においても、1697年にボル県をはじめアナドル州の6県に総勢2328名の徴発が命じられ [MAD. d. 2758: 118-129], ボル郡から55名の者が出征した(表II d 参照) [BoSS841: 73L-72L]。ただ、1名あたり42クルシュの報酬やその他の諸経費、合わせて2570クルシュについては1698-99/1110年の糧秣代替税 (bedel-i nüzül) の税収より充当されるようにと命じられたが、同税徴収前に必要で、それゆえ郡独自に予め調達されなければならなかった [BoSS841: 73L-72L]。

5. 漕手の引き渡しや徴収金の譲渡

さて徴発された漕手や徴収された資金は、責任者であったカーディー(彼が不在の場合はナীব)自身によって命じられた場所にもたらされた¹⁹⁾。通達文には「カーディーが自ら帝室造船所に引率し、引き渡すよう。…その(漕手徴発代替税収)内の106アクチェについては旅費として彼らに与えられ、残りは…帝室造船所のガレー船の船長たちの前で納付されるよう。」そして「それまでに逃亡や死去したりした者がいたならば、1名も欠けることなく補充するよう。」さらに「漕手を全員引き渡した後もなお滞在し、ガレー船での点呼 (yoklama) が終了した後、引き渡し完了の証書を受け取るよう。もし(その間に)逃亡者や死者が出たならば、誰か他の者を確保して一人も欠けないよう補充するよう。」「もしそなたが命令に従わない場合には、罰せられ、地位が剥奪されよう。」 [BoSS837: 12R-L, 41R-L; 839: 51L-50R; 842: 83L] と記されている。カーディーにとって重要な職務の内の一つだったのである。ただ17世紀終わり頃になると、カーディーに代わってナীবにより職務が代行されるようになり、引率についても認められるようになった [BoSS839: 51L-50R]。

II 徴発に対するレアーヤーの対応

1. 出征者

割当簿が作成されると、後は各村あるいはグループ内での協議を経て、出征者が決定され

18) たとえば、アンカラ郡在住のサジュルザーデ・アフメディ (Sachzade Ahmedi) は1660/1070年分のキュタヒヤ (Kütahya) 県における漕手支援税徴収を請負った [AnSS532: 465]。

19) 本来、漕手はカーディーにより引率され、引き渡されることとなっており、ナীবによるそれは認められていなかった [AnSS507: 895, 1149]。

ていったようである。では、一般のレアーヤーはどのように対応したのであろうか。彼らの思いを伝えた記述には出くわさない。そこで、わずか数回分の名簿にすぎないが、それらから知り得た諸情報の分析を通してこの点について考えてみたい。

実は、漕手徴発や民兵召集などによる出征者は、必ずしも各グループ内の村などから確保されなければならないものではなかった²⁰⁾。表Ⅲ a は、各徴発に際しての出征者たちがグループ内外のいずれに属した者たちであったのかをまとめたものである²¹⁾。これによると、グループ内出身者の割合が最も高かったのは、不完全な名簿であった1688年のそれを除くと民兵召集においてで、その逆は1679年の漕手徴発に際してであった。そして、やはり1688年を除いて全体での割合を算出すると、内外の比率は54.6:45.4となり、いくぶん前者の方が高くなっている。ただ漕手に関してのみ見れば、両者の割合はほぼ拮抗しており、凡そ半数近くのグループで、グループ外の村より確保されたことがわかる²²⁾。それゆえ、出征者の延べ人数は村々などによってかなりのばらつきが見られる(表Ⅲ b 参照)。たとえば、Kozkebir(村番号95)やSuki(村番号1)のように10名ほどの出征者を送り出した村がある反面、1名の出征者もいない村も多数存在する。もちろん、あるグループ内の村々の事情でどうしても外部より確保さなければならなかったケースも想定されるが、Temürçiler村(村番号39)やBerk村(村番号7)はともに納税戸数が7程度にもおよぶ大きな村であったにもかかわらず、一度も出征者を送り出していない。はたして、いかなる要因でこのような状況になったのであろうか。

表Ⅲ c-1 は、漕手や志願漕手の徴発および民兵召集の各期における出征延べ人数などを、

20) たとえば、漕手に類似したアゼブ徴発に際しては、割り当てられたグループの中に該当者が存在しない場合には、外部に住む適格者があてられても良かった [Akgündüz1990: 105]。アゼブについては、[Imber1980: 251-254; Bostan1991; 2009: 305-306] 参照。

21) 小論では各名簿に記載された漕手名あるいは後述する保証人名について、記載順に1番から番号を割り当てた。これを出征者番号あるいは保証人番号と呼ぶこととする。ただ保証人については、「全村民」や「その他の村民」などと記載された場合もあり、これらについては除外し、特定個人にのみ番号を割り当てた。前述したように、当時ボル郡は不安定な社会状況にあり、レアーヤーの流動性は高かった。また納税戸台帳や名簿には、ムスタファ、メフメト、あるいはアフメト等々の名前を有する者が多数現れる。たとえばムスタファ・ビン・メフメトなる出征者は、1698年に徴発された志願漕手の中だけでも出征者番号34, 46, 47(各々村番号は10, 37, 1)の3名を、またアフメト・ビン・ムスタファなる保証人は、1687年分だけにおいても保証人番号9, 86, 96, 121(各々の村番号は77, 85, 51, 66)の4名を数える。因みに前者の名前を有する者は、民兵召集などをも含めたすべての出征者および保証人の中に16名、後者については11名も存在する。レアーヤーの移動により、人名とその所属村との関係は不変的なものではなく、しかも同名の者もいくらか存在したことから、人物の特定に関しては曖昧な点が残らざるをえない。しかし名前に注目することにより、凡その傾向を読みとることは十分可能であると考えられる。なお筆者は、異なる時期との対照において人名とその所属村とが一致した者については同一人物として、いっぽうたとえ同名であっても異なる村から出征した者については異なる人物として扱い、処理した。

22) 前述したアンカラ郡での工兵徴発に際しても、26名中18名もの者がグループ外より確保された [AnŞS513: 511-512]。

また表Ⅲ c-2はこれら計7回の徴発において、同一人物が何回出征したのかをまとめたものである。たとえば表Ⅲ c-2の(は)は、村番号87のÇanşa zameddin村のヒュセイン・ビン・バルウ(Hüseyin bin Balı)のことで、出征者番号70(1689年), 35(1697年), 35(1698年), 5(1701年)はすべて彼であることを表している。両表によると、出征者311名(実人数)の内、複数回にわたった者は27名(8.7%)にすぎない。しかもその内の2/3にあたる18名は2回の出征にとどまり、3回以上にわたって出征した者は全体のわずかに2.9%であった。ほとんどの者は、出征に積極的ではなかったようである。それゆえ、各グループや村などにおいて見られた出征状況は、まさにレアーヤーの忌避傾向を反映したものと見えよう²³⁾。そしてこのように理解すると、たとえば屈強な者を送り出すようにとの度重なる警告²⁴⁾、到着を急がせる督促[BoSS831:39R-L;841:94L-93R]²⁵⁾、さらには乗船地への途上や到着後の逃亡者の出現などが大いに頷けるのである[BoSS837:48R;839:50R]²⁶⁾。

ところで、レアーヤーはなぜ徴発をのがれようとしたのであろうか。実は、木材運搬役に際しては、他グループの村や街区から徴発された者は牛方番号5, 6, 12, 24, 32, 53のわずか6名に過ぎなかった(表Ⅱ c 参照)²⁷⁾。やはり長期間にわたる不在、不慣れな洋上生活(Imber 1980:267-268)あるいは戦闘に対する不安や恐怖などが彼らを襲ったのであろう。ではこのような状況下において、各グループはいかにして割り当てられた漕手を確保していったのであろうか。この点については後述する。

2. 保証人

出征者には必ず有効な保証人が必要で、その名前や居住地が名簿に記載されなければならなかった[BoSS837:41R-L;AnSS501:210]。これは、前述したように道中や乗船地到着後に逃亡者などが絶えなかったからである。なお逃亡した際には、たとえば1669年3月27日/1079年シェツヴァル月24日付のアンカラ郡の法廷文書の写しによると、80エセディー・クルシュが彼自身あるいは保証人たちより徴収されたようである[AnSS537:490]。

23) 実は前述した志願漕手の場合においても、2328名が割り当てられたにもかかわらず、実際には1823名しか集まらなかった[MAD. d. 2758:129]。

24) 「壮健、健康な者たちで、不具者、病人、精神疾患患者、子どもなどは登録されないよう。」と命じられていた[Bostan1992:198;AnSS522:304;BoSS837:41R-L]。

25) 実際に新年の開始までに引き渡し完了したのは対オーストリア戦争終了後の1709年についてのみであった[BoSS845:20L,38L]。たとえば1688年, 1696年そして1701年については、各々引き渡しと引き替えに受領した証書の日付は6月1日頃[BoSS837:52R], 5月17日[BoSS840:84R], 5月28日[BoSS842:83L]で、かなり遅れたことがわかる。

26) なおこのような状況はアンカラ郡でも、17世紀を通じてよく見られた[AnSS492:383;495:161;537:490]。

27) ただし名簿については筆写が乱雑で、特記されるべき事柄以外については省略される傾向にある。徴発された者の所属村は「前述の村」と記されるかあるいは省かれたり、また保証人についても「前述の村民」が「村民」と省略されたりしている。それゆえ、グループ内のいずれの村に属する者であったのかについては特定できない。

では、どのような者たちが保証人を引き受けたのであろうか。たとえば、新たに納税戸台帳が作成され直した1676-77年のそれに記載されたレアヤーの名前 [MAD. d. 4081: 2-13] と、そのわずか後の1679年の漕手名簿における保証人名とを対照してみると、後者において前者に記載されていた名前(2227名分)との一致が確認できた者はわずか41名にすぎない。納税戸台帳に名前が登録されていたか否かは、保証人と認められるかどうかとはまったく関係がなかったようである。Alpağud村——その後街区に編入された(M13)——在住のムスタファ・ビン・デデ(Mustafa bin Dede)は、納税戸台帳には名前が見当たらないものの、納税戸台帳改訂後間もない1679年において作成された同村民の資産台帳に1000アクチュの資産を有する住民として登録されている [BoşS832: 22R]。決して富裕であったとは思われない彼が、1689年に同村のテルズイ・ビン・ヒュセイン(Terzi bin Hüseyin) (出征者番号104)が出征した際、同じ村の保証人番号260(1689年)のメフメト・ビン・ムサー(Mehmed bin Musa)とともに保証人(保証人番号259)を務めたのである。彼は資産調査以来10年の間に財をなしたのであろうか。いっぽう、保証人は必ずしもレアヤーに限られるものではなく、事実明らかにアスケリーに属したと目される者たちも引き受けている。たとえば、保証人番号88(1687年)のメフメト・アガ(Mehmed Ağa)あるいは保証人番号28(1689年)のジャンダル・ムスタファ・ベシェ(Candar Mustafa-beşe)などである。なお、後述するように出征者の親族も保証人となることができた。さて以上のように、保証人像をめぐっては、情報不足もあいまってその全般的な傾向さえつかめないのが実情である。ただこれは、逆に言えば誰でも保証人となりえた証左とも言えよう。

さらに表Ⅲ d-1は、時期別に保証人の延べ人数などをまとめたものである。延べ人数で964名(実人数843名)の名前が記載されていた。なお、名簿には具体的な個人名ではなく、漠然と「全村民」、「村(街区)民」などと記載された場合も見うけられ、そのような表記の数についても()の中に示した。そして表Ⅲ d-2は、保証人たちの内で複数回にわたり務めた者たちをまとめたものである²⁸⁾。たとえば計4回にわたって保証人を引き受けた(チ)は、Ahmedler村(村番号85)在住のアリ・ビン・アフメト(Ali bin Ahmed)のことで、保証人番号146(1679年)、84(1687年)、27(1688年)そして193, 222(1689年)は彼のことである。さて表によると、複数回引き受けた者は実人数で63名であった。これは全実人数のわずか7.5%にすぎない。その上、その内2回務めた者が51名で81.0%、3回が11名(17.4%)、4回が1名(1.6%)で、大半の者が2回にとどまったことがわかる。保証人の大半は、その時々で顔ぶれが異なっていたのである。おそらくこれは、出征者の場合と同様に徴発に関わりたくなかったからではないかと考えられる。

28) 「全村民」などの記載については、個人名が確定し得ないことから分析から除外した。

3. 出征者と保証人との関係

両者は一般的に同じ村（街区）に属する者たちであった。ただわずかではあるが、志願漕手を除く 297 名の出征者（延べ人数）の内 40 名（内 4 名は除く）については、保証人を同村（街区）の者に加え他村（街区）の者が、あるいは他村（街区）の者のみが務めた。表 IV a はこの 36 名の状況についてまとめたものである。たとえば 1688 年における出征者番号 14 オルチュ・ビン・ハサン（Oruç bin Hasan）については、同じ村のイブラヒム・ビン・オスマン（İbrahim bin Osman）やピリ・ビン・アフメト（Piri bin Ahmed）とともに Asilhatun 街区（街区番号 M2）在住のラマザン（Ramazan）が、保証人（各々の保証人番号は 34, 35, 36）を務めたことを表している。ただ表からも明らかのように、このようなケースにおいては、出征者がグループ内外のいずれの出身であったのかによって、その件数に大きな違いがあったことがわかる。どうも、出征者と保証人との関係を検討するにあたっては、この点に着目して考えてみる必要があるであろう。

そこで、出征者 1 名につき何人の保証人がいたのかについて比較したのが表 IV b-1 である。保証人が 2 名以下の件数が、グループ内より出征者を確保した側では全体の 31.5% を占めたのに対して、グループ外より確保した側では 52.1% を占め、いっぽう 4 名以上の件数は、前者が 32.3% であったのに対して、後者は 19.8% にとどまっている。保証人の数は、他所から出征者を確保した場合の方が少なかったのである。このことは、「全村民」などで表記された場合について見てみるとより明確となる。表 IV b-2 をご覧いただきたい。たとえば、1689 年における出征者番号 76 のメフメト・ビン・オスマン（Mehmed bin Osman）については、彼と同じ Dadiç 村在住の 2 名の保証人をはじめ「全村民」が保証人であったことを表している²⁹⁾。表によると、他グループから出征した者にこれらの語句が登場するのは、36 件中わずかに 2 件であったことがわかる。グループ内出身の出征者については当該村民全体に関わる事柄としてとらえられたが、他グループ出身の出征者については保証人を引き受けた者との間の個人的な事柄とみなされていた傾向がうかがわれる。

ところで、出征者の親族も保証人として名を連ねている。表 IV c-1 (1) (2) は、志願漕手の場合も含め親族の内訳をまとめたもので、兄弟が務めた場合が最も多かったことがわかる。なお、親族の延べ人数や実人数が保証人全体のそれらにおいて占めた割合は、各々 6.3, 6.2% にすぎなかった。また複数回にわたって保証人を務めた者たちの内でも 6.4% を占めたにすぎない。ただ表 IV c-2 をご覧いただきたい。これは複数回にわたり同じ出征者—保証人関係にあった例をまとめたものである。たとえば (い) について見てみよう。出征者番号 43 (1698 年) および 28 (1701 年) であった出征者メフメト・ビン・イブラヒム（Mehmed bin İbrahim）については、保証人番号 99 (1698 年) および 65 (1701 年) のイブラヒム

29) 一般的に、1 名あるいは複数名の保証人の名前が記された後、「全村民」あるいは「その他の村（街区）民」等々と記されている。

(İbrahim) が保証人を務め、彼は出征者の父親であったということを表している。表によると該当例はわずか12件にすぎないものの、この内の4件においては親族が保証人を務めたことがわかる。なお志願漕手の場合においても、全保証人124名の内17名が親族であった(表IV c-1 (2) 参照)。やはり血縁者のつながりは強固なものであったと考えられる。

前述したように、漕手出征者の半分近くは他グループの村々からの者で占められていた。おそらく、出征者確保にあたって様々な折衝や交渉が行われたことであろう。表IV aによると、グループ村落(街区)外より出征者を調達した場合、30名の内8名の出征者の「他村(街区)の保証人」については、まさに本来出征者を送り出さなければならなかった村落あるいは街区に属した民であったことがわかる。たとえば、1679年の出征者番号15 レジェブ・ビン・メフメト(Receb bin Memed)はDurakçı村(村番号53)在住の者であったが、Fülüs ulvi村、Bağçe村、Oçuklar村、Belkler村(村番号54, 86, 82, [86])から成るG番号14からの漕手として出征した。そして彼の保証人を同郷の兄弟アフメト(Ahmed)(保証人番号59)、Oçuklar村の保証人番号60のハサン・ビン・バイラム(Hasan bin Bayram)とFülüs ulvi村の61のハージウ・メフメト(Hacı Mehmed)が務めた。ハサンやハージウ・メフメトが中心となって、近在に住むレジェブとの交渉を進めていったのかもしれない。実は、このような個人的な結びつきなどに依拠したと推察される例は、他にも多々見うけられる。G番号10(1697年)に属していたÇanşa zameddin村(村番号87)やG番号25(1701年)のAfşar gökçesu村(村番号104)は、他グループより漕手を確保しながら、いっぼうで各々の村から2名の者(1697年=出征者番号35, 37; 1701年=26, 27)が同郷の保証人のもとに他グループより出征した(表II a-④, ⑤参照)。G番号31(1697年)に属していたPelidcik村(村番号46)などは、なんと郡外のドェルトディーヴァン・ナーヒエスイ(Dörtdivan nahiyesi)のÇal村(村番号127)在住の、シャバン・ビン・ムスタファ(Şaban bin Mustafa)(出征者番号31)を送り出した(表II a-④参照)。また表Vは、4回以上にわたって出征した者たちの状況をまとめたものである。いずれの者も、自他グループのいずれからの出征なのか、あるいは自他村のいずれより保証人を得たのかについては、時々で異なったことがわかる。たとえば、最多の5回にわたって出征したイブラヒム・ビン・ヒムメト(İbrahim bin Himmet)は、その内の4回については自身と同じくSuki村(村番号1)在住の保証人のもとに出征したが、5回目(1701年)においては他グループより、しかも同グループを構成したSağirkoyuğu村(村番号30+)に住む2名の保証人(保証人番号69, 70)を得て出征した(表II a-⑤参照)。彼と保証人との間に何らかのつながりがあったことが想像されるのである。なお志願漕手の場合も、124名の内32名については他の村(街区)の者が務めた。もちろん、このようなつながりの典型的な例は親族間でのそれであろう。人的徴発はレアーヤーの望むところではなく、それだけに郡内における人的ネットワークは、出征者を確保するうえで重要な要素をなしたものと考えられる。

Ⅲ 徴発を取り巻く環境

本章では、漕手徴発や関連諸税徴収などを取り巻く環境について考えてみたい。周知のように、17世紀にはいるとアヴァールズ税は常態化し、そのうえ社会状況は不安定さを増していった。たとえば漕手の徴発に際して、アスケリーが自身の保有するレアーヤーを匿ったり [AnSS506: 74]、彼らによる抑圧的な巡検活動 (devir ve selamiye) が徴発を阻害したり³⁰⁾、また一般のレアーヤーまでもが自分はアスケリーであるとか、駅通係などの免税者 (muaf) であると言って抵抗するようになった [AnSS493: 21R]。さらには関連諸税の徴収に際しても、アスケリーや資産家 (zî-kudret) が、自身の保有地 (dirlik や çiftlik) に居たレアーヤーからの徴収を妨害する出来事が頻発化し始めたのであった [AnSS504: 185; 524: 414; 532: 397]。カーディーは、アスケリーならびにレアーヤーの抵抗を受け、徴発人数や徴収金の確保に大いに苦慮するようになったのである³¹⁾。そこで、彼らの中には人的徴発を諦め、金銭で代替しようとする者が増加し、カーディーによる違法な徴収が問題となる有り様であった [MD90: 26, 395]。もちろん政府にとっては、艦隊への人的確保が不可欠であったことから、金銭での代納を厳しく戒めるとともに [AnSS 498: 185; 506: 74; 518: 442]、徴発人数が不足している場合にはカーディーが自らの資金で満たすようにと [MD90: 14-15]³²⁾、また漕手徴発代替税の納入に関しても、命じられた額を確保できなかった場合には、自らの財で補填するようにと命じたのであった [AnSS493: 21R]。

実は16世紀における漕手徴発に際しては、州長官 (beylerbeyi) や県長官 (sancak beyi) などの地方高官に対しても通達が発せられ、カーディーへの支援が命じられていたが [MD5: 133, 137, 148, 164, 276; 7/ I : 327-328; Imber1980: 266]、17世紀にはいると、このような通達はあまり見られなくなる³³⁾。社会不安が高まる中、武力を有さないカーディー一人に迫ったところで、実効が上がらないことは誰の目にも明らかであった [AnSS504: 260]。すると17世紀後半、ちょうどアバザ・ハサンの反乱が鎮圧されて後より、通達文書に変化が見られ始める。それは、従来カーディーのみの宛名で発せられてきていた文書に、地方に駐留する常備騎兵連隊であるアルトゥ・ボヨリュク・ハルク (altı bölük halkı) の各部隊の

30) 「1625/1034年の出航に際しては、県長官 (mir-i liva) のスバシウ (subaşı) や…が、多くの悪党 (atlı) やセクバン (sekban) たちとともに村々を廻り、悪行をはたらくことから、レアーヤーの徴発や出立が妨げられ、」と記されている [AnSS506: 74]。

31) なお、社会不安が増す中、居住地を移すレアーヤーが増加していったにもかかわらず、政府は彼らをどこの住人として登録するのか一貫した政策を打ち出すことができず [Darling1996: 96; BoSS831: 59L-60R; Raşid4: 120-121]、カーディーはレアーヤーの存在を的確に把握することすら困難となっていた。

32) アンカラのカーディーであったメフメト・エフェンディ (Mehmed Efendi) は自らの財で漕手確保したこと、同職の在任期間を延長されている [AnSS507: 711-712]。

33) アンカラ郡では、1613-14/1022年以降県長官などに宛てた通達はほとんど見られなくなった [AnSS498: 89, 127, 129]。

部隊長であったケトヒュダイェリ (kethüdayeri) やイエニチェリ隊長 (yeniçeri serdari) そして地方名士 (ayan-ı vilâyet) も書き加えられるようになったのである³⁴⁾。前二者は前述したアスケリーの抵抗に対応したものであろう。そして地方名士については、これまでも徴発作業において重要な役割を果たしてきていたが³⁵⁾、今やレアーヤーや地域社会の状況を最もよく熟知した者として、政府が彼らの存在を従前以上に重要視し始めたためと考えられる。

しかし、ケトヒュダイェリやイエニチェリ隊長の名が加えられても状況は一向に好転しなかったようである。徴発は彼らの本来的な職務ではなく、しかも同一人物が複数回にわたり就任することがあったとは言え、その任期は長くて3か月程度であった [AnSS535: 600, 629; 552: 405, 406, 427, 461, 498; 555: 458, 569; 557: 539, 546]³⁶⁾。また第I章でも触れたように、徴発業務の責任者であるカーディー自身その存在はしだいに希薄なものとなっていく、17世紀終わり頃になると、ボル郡ではナーイブによる職務代行が一般的となっていった。そしてこのナーイブについても、わずか半年程度の任期を全うすることなく罷免されるケースがたびたび見うけられたのである [BoSS832: 45L, 58L, 59L; 833: 53R, 68R; 836: 6R, 42L; 841: 3R, 5R, 12L, 19R; 842: 41R, 54R; 843: 3R, 10R, 41R; 844: 1R, 8L, 31R, 45R, 48L; 845: 3R]。

いっぽう、漕手徴発作業は通達を受け取ってから少なくとも半年以上にもおよぶものであった。ナーイブには糧秣代替税やその他の税徴収の監督、匪賊対策ならびに訴訟の処理など様々な業務が課せられていた。彼らが多忙な職務の傍ら、毎年刻々と変化する同郡の諸状況を短期間で的確に把握し、しかも二代以上にわたるような徴発業務を実質的に指揮、監督し、そのうえ漕手を引率して帝室造船所に向かい引き渡すことは困難であったと考えられる。それゆえ地方名士が担った役割が、前世紀においてとは比較にならないほど大きくなっていったと推察される。木材運搬役の任務が直接地方名士であったシャムス・パシャザーデ・メフメト・ベイ (Şams Paşazade Mehmed Bey) たちに発せられたことは、まさにこのような状況を端的に物語る出来事であったと言える³⁷⁾。

34) アンカラ郡のシャリーア法廷文書によると、1660年頃以降一般的に使用されるようになったようである [AnSS529: 385; 532: 397]。

35) 早急の税収確保のために、彼らにバーザールを利用した資金調達や、またカーディーではなく彼らと派遣された担当役人との協力による徴発業務が命じられたりしたことがあった [AnSS493: 21R; 537: 531]。

36) Özkayaによると、イエニチェリ隊長の地位は18世紀においては3か月ごとに更新されたようである [Özkaya1985: 34]。

37) 通達は郡レヴェルの徴税官であったヴォイヴォダ (Voyvoda) たち、ならびに地方名士であったシャムス・パシャザーデ・メフメト・ベイと彼の兄弟エセド・ベイ宛てに発せられ、他の地方名士や郡の住民と協議して執り行うようにと命じていた [BoSS842: 93R]。

おわりに

小論での考察により、17世紀における漕手徴発の一端が明らかとなった。徴発作業はカーディーやナーイブの監督のもと、地方名士や村の代表者たちも加わり行われた。まず、彼らによって5つの原則に則り村々のグループ化が図られ、割当簿が作成された。その際、村々の現況をふまえつつも、納税戸台帳が重要な拠り所であったことは言うまでもない。次いで、この割当簿で示された各グループ内で協議が行われ、出征者が確定されていった。その半数近くは、他グループの出身者によって占められていた。また出征者の保証人も確定され、一般的に出征者と同郷の者がそれを務めた。ただ、漕手やその保証人になることに対するレアーヤーの忌避傾向は強く、出征者を確保するうえで郡内における人的ネットワークは大変重要であった。なお、法廷による漕手の確保や、徴発関連諸税とともに郡行政に関係した諸経費までもが同時に徴収されるなど、作業は郡が一体となって、その責任のもとになされた。またわずかな事例を通してではあるが、同様な形態が民兵の招集や木材運搬役の徴発などに際しても見られたことから、小論で明らかにされた徴発形態は、広くレアーヤーの徴発全般にわたって適用されたものではなかったかと考えられる。

さらに時代がくだるにつれ、しだいにカーディーなどの存在が形骸化していき、代わって地方名士の役割が重要性を増していったことも明らかとなった。以前筆者は、「17世紀末に政府は郡を舞台に地方名士に公に統治の一翼を担わせることとなったが、これは当時の実態に則したものであった」と述べたことがある [多田 2017: 41]。徴発をめぐる諸状況は、まさに「当時の実態」を表したものと言えよう。

さて、漕手をはじめとするレアーヤーの徴発は、17世紀に限られたものではない。16世紀においてはどのように徴発されていたのであろうか。また18世紀にはいると、レアーヤーの徴発形態はオスマン軍の動員体制にどのような影響を及ぼしていったのであろうか。以上の事柄については、稿を改めて論じることとする。

参考文献

- T. C. Cumhurbaşkanlık Devlet Arşivleri Genel Müdürlüğü Osmanlı Arşivi Daire Başkanlığı :
 (Meşihat Tasnifi) Ankara şer'iye sicili [AnŞS] 492, 493, 495, 496, 498, 501, 502, 503, 504, 505, 506, 507, 509, 511, 513, 518, 522, 524, 529, 532, 535, 537, 552, 555, 557; Bolu şer'iye sicili [BoŞS] 830, 831, 832, 833, 834, 835, 836, 837, 839, 839A-6611, 840, 841, 842, 843, 844, 845, 850, 854; (Maliyeden Müdevver Defteri) [MAD. d.] 979, 2758, 4081, 5789; (Kâmil Kepeci Tasnifi) [KK. d.] 2635, 2659, 2665, 2668, 2743; (Tapu Tahrir Defteri) [TT. d.] 88, 463.
- MD : (1994) 5 *Numaralı Mühimme Defteri (Öze ve İndeks)*, Ankara.
- MD : (1998) 7 *Numaralı Mühimme Defteri (Özet-Transkripsiyon- İndeks)* I, Ankara.
- MD : (1993) 90 *Numaralı Mühimme Defteri*, Aykut, N.-Bostan, İ.-Emecan, F.-Halaçoğlu, Y.-İpşirli,

- M.-Miroğlu, İ.-Özcan, A.-Şahin, İ. (ed.), İstanbul.
- Mustafa Naima (1283) *Tarih-i Naima*, c. 6, İstanbul.
- Raşid Efendi (1282) *Tarih-i Raşid*, c. 2, 4, İstanbul.
- Silahdar Fındıklılı Mehmed Ağa (1928) *Silahdar Tarihi*, c. 2, İstanbul.
- Akgündüz, Ahmed (ed.) (1990) *Osmanlı Kanunnâmeleri ve Hukukî Tahlilleri*, 2kitap, İstanbul.
- Şahin, İlhan-Emecan, Feridun (ed.) (1994) *II. Bâyezid Dönemine ait 906/1501 Tarihi Ahkâm Defteri*, İstanbul.
- Aksan, Virginia H. (1998) Whatever Happened to the Janisaries? Mobilization for the 1768-1774 Russo-Ottoman War, *War in History*, v. 5, No 1, 23-36.
- (2002) Manning a Black Sea Garrison in The Eighteenth Century : Ochakov and Concepts of Mutiny and Rebellion in The Ottoman Context, *Mutiny and Rebellion in The Ottoman Empire*, J. Hathaway (ed.), 63-72, Madison & Wisconsin.
- (2007) *Ottoman Wars 1700-1870 : An Empire Besieged*, Harlow.
- Bostan, İdris (1991) "AZEB", *Türkiye Diyanet Vakıf İslâm Ansiklopedisi*, c. 4, 312-313, İstanbul.
- (1992) *Osmanlı Bahriye Teşkilâtı : X VII. Yüzyılda Tersâne-i Âmiri*, Ankara.
- (2009) Osmanlı Bahriyesinin Yönetimi, İdris Bostan-Salih Özbaran (ed.) *Türk Denizcilik Tarihi*, İstanbul, 297-307.
- Cezar, Mustafa (1965) *Osmanlı Tarihinde Levendler*, İstanbul.
- Darling, L. T. (1996) *Revenue-Raising and Legitimacy-Tax Collection and Finance Administration in the Ottoman Empire 1560-1660*, Leiden · NewYork · Köln.
- Gözenç, Selâmi. (1979) *Bolu Depresyonu ve Yakın Çevresinde Araziden Faydalanma (Land-use)*, İstanbul.
- Imber, C. H. (1980) The Navy Süleyman The Magnificent, *Archivum Ottomanicum*, VI. 211-282. Leuven.
- Konrapa, M. Zekâi (1960) *Bolu Tarihi*, Bolu.
- Murphey, Rhoads (1999) *Ottoman warfare 1500-1700*, University of Birmingham Press.
- Özkaya, Yücel (1985) *XVIII. Yüzyılda Osmanlı Kurumları ve Osmanlı Toplum Yaşantısı*, Ankara.
- 多田 守 (2017) 「ディルリク制度の限界とその対応策を巡って —— 17 世紀末におけるオスマン朝の模索と近世ヨーロッパ諸国 ——」『西南アジア研究』87, 23-46.
- (2018) 「ディルリク制度からディルリク・カザー制度へ —— 18 世紀のオスマン朝およびヨーロッパ諸国における近世国家体制をめぐる ——」『アジア・アフリカ言語文化研究』96, 103-143.
- Uzunçarşılı, İ. H. (1948) *Osmanlı Devletinin Merkez ve Bahriye Teşkilâtı*, Ankara.
- [Harita] : Harita Genel Müdürlüğü (1940-1953) : *Türkiye Haritası 1 : 200000*, C-V, İstanbul.

表 I 村落(街区)名およびその番号

村(街区)番号	村落(街区)名	村番号	村落名	村番号	村落名
nefs-i Bolu 地区(街区)		27	Bey		
M1	Afkar	28	Hızırşeyhler	69	Çanakçılar
M2	Asılhatun	28-	Kadiöyesi	70	Yuva
M3	Samarkand	29	Taşoluk	71	Baltalı
M4	Çıkar	29++	Sancak	72	Kol
M5	Gölyüzü	29-	Kıssahavanlar	73	Bürnük
M6	Akmescid	30	Köprücüler	74	Zahmanlar
M7	Eskicami	30+	Sağirkoyurığı	75	Hacılar
M8	Debbağlar	30-	Donurlar	76	Yenice zamettin
M9	Hocabey	31	Karacasu	77	Kindıra
M10	Karaçayır	32	Kınık ılıca	78	Saraycık
M11	Karamanlar	33	Müsteciler	79	Susuz kınık
M12	nefs-i Gökpınar	34	Emen	80	Berk gökpınar
M13	Alpağud	35	Yozgat	81	Çayı gökpınar
M14	Alpağudbey	36	Değirmenözü	82	Oçuklar
nefs-i Bolu 地区(村落)		37	Şeyh	[82]	Çebni
1	Sukı	37+	Koşçılar	83	Tatılar
2	Ösenek	38	Hacıbeyler	84	Oğulderik
3	Afşar kır	39	Temürçiler	85	Ahmedler
4	Seyyidler	40	nefs-i Çebni	86	Bağçe
5	Çayır	41	Çatak felekeddin	[86]	Belkler
5-	Danişmendöyesi	42	Yenice felekeddin	87	Çanşa zameddin
6	Çanşa berk	43	Gökmi	88	Vakıf akçekavak
7	Berk	44	Sacılar	89	Haric akçekavak
7+	Akkocalar	45	Kozfındık	90	Karaca ağaç
8	Okçılar	46	Pelidcık	91	Geçidviran
9	Çıknlar	47	Bel karaağaç		
10	Dadıç	48	Günü felekeddin		
11	Fasil	49	Dereceviran		
12	Bakırlı	Sazak nahiyesi 地区		92	Karataş
12++	Özürler	50	Fülüs süfli	93	Babahazır
13	Çömléciler	51	Dadanı	94	Ağalar
13+	Eynesi	52	Çatak zameddin	95	Kozkebir
14	Dudurğa	53	Durakçı	96	Çıkur
15	Sarıcalar	53+	Kozfulus	97	Ağacalar
16	Salıbeyler	54	Fülüs ulvi	97-	Çayı gıuzad
16-	Yürükler	55	Karamanlar	98	Çakırlar
17	Çakmaklar	56	Kandamış	99	Kozsağır
18	Demirciler-Alpağud	57	Yayladınlar	100	Bölükviranözü
19	Kızılağıl	58	Ulu mescid	101	Karakaya
20	Kürkcüler	59	Bünüş	101+	Gelyabükü
20(1)-	Saray	60	Ericek	102	Günü gökçesu
20(2)-	Şahne	61	Kozviran	102-	Sarıçam
20(3)-	Kodliya	62	Kulumı	103	İlmen
21	Çivril	63	Afşar gidiriç	104	Afşar gökçesu
22	Kassablar	64	Kayı sazak	105	Çorak
22-	Nazırlar	65	Şıhlar	106	Küplüce
23	Karaköyi	66	Kınık sazak	107	Merkeşler
24	Göl	67	Günü gidiriç	107-	Bükkebir
25	Ömerler	68	Kırha	108	Koğum
26	Advan			109	Arab
				110	Değirmenderesi

表 I 村落（街区）名およびその番号（つづき）

村番号	村落名	村番号	村落名	村番号	村落名
111	Bahşılar	119	Beyat	その他	
112	Tetemeçecele	120	Mushıklar	125	Vakıf geçidviran
113	Üveysler	121	Yakublar	126	Kemalbey tekkesi
114	Meşdiçele	122	Hamzabey	127	Çal
115	Kayserler	123	Çıkurviran	128	Tekkesusuz
116	Müstakımlar	123++	Teteme Karaağaç		
117	Benaz	124	Yığılca		
118	Candır				

※ [A] は、A 村の枝村であったことを表す。

※ A+ は、A 村近郊に位置していたことが明確であったことを表す。

※ A++ は、A 村近郊に位置していたことがほぼ間違いないことを表す。

※ A- は、他史料での記述により A 村の近郊に位置していたと推測されることを表す。

※村番号 124 の Yığılca は、17 世紀後半の納税戸台帳や 16 世紀における租税調査台帳においては Yığılca 村と記されている [T.T.d.88:96;463:61] が、19 世紀前半の史料では Yığılca nahiyesi と記されている [BoSS854:16R,46L]。そこで同村の位置を現在の Yığılca の町にあてることとした。なお漕手徴発に際しては、しばしば Gökçesu nahiyesi 地区内の村々とグループを形成した。

※村番号 125 は、Sazak nahiyesi に位置したワクフ村で免税権を有しており、アヴァールズ税（漕手徴発）は賦課されなかった。

※村番号 126 は村番号 63 の Afşar gidiriç 南方の山岳地帯に位置したワクフ村でアヴァールズ税（漕手徴発）は賦課されなかった。([BoSS854:16R,46L] 参照)

※村番号 127 は東隣の Dörtdivan nahiyesi 内に位置した村である。

※村番号 128 の名前は他史料にも見当たらず、その位置についてはまったく不明である。

※利用した地図 [Harita] 上に名前が見当たらなかった村の位置については、台帳などにおいて村々が記されたその順番に着目して推測した。決して無秩序に村名が記されたわけではないからである。

たとえば下記の Danişmendöyesi は、[MAD.d.4081:5L] などにおいて、Çayır 村と Akkocalar 村との間に記されていたことを示している。もちろん Yürükler 村のように、史料によって異なる場合もある。

5-	Danişmendöyesi	Çayır-Akkocalar [MAD.d.4081:5L]; [KK.d.2743:1,7]
16-	Yürükler	Demirciler Alpağud-Sarıcalar [MAD.d.4081:3R-L]; [KK.d.2743:1,7]; Salibeyler-Nazırlar [BoSS850:131R;854:14L]
20(1)-	Saray (Rumşalar?)	Çivril-Şahne [MAD.d.4081:3L]; [KK.d.2743:1,7]; Nazırlar-Kürkcüler [BoSS:850:131R;854:14L]; Salibey・Sarıcalar-Ağaççılar・Kürkcüler [BoSS854:46R]
20(2)-	Şahne	Saray-Kodliya [MAD.d.4081:3L]; Saray-Kodliya [KK.d.2743:1]; Saray- Kızılağıl [KK.d.2743:7]
20(3)-	Kodliya	Şahne-Kızılağıl [MAD.d.4081:3L]; Şahne-Kızılağıl [KK.d.2743:1]
22-	Nazırlar	Kassablar-Ösenek [MAD.d.4081:4R]; [KK.d.2743:1,7]; Yürükler-Saray [BoSS850:131R;854:14L]
28-	Kadiöyesi	Hızılşeyhler-Kıssahavanlar [MAD.d.4081:5L-6R]; [KK.d.2743:1,7]; Sultanbey(Bey)-Okçılar [BoSS854:14R]
29-	Kıssahavanlar	Kadiöyesi-Taşoluk [MAD.d.4081:6R]; [KK.d.2743:1,7]; Taşoluk-Sancak [BoSS850:131L;854:15R]; Hızırşeyhler とグループを形成 [BoSS854:46R]
30-	Donurlar	Köprücüler-Sağırkoyunğu [MAD.d.4081:5R]; [KK.d.2743:1,7]
97-	Çayı ğuzad (Çiftlik-i Hüseyin Efendi)	Ağalar-Ağacalar [MAD.d.4081:13L]; [KK.d.2743:3,9]
102-	Sarıçam	İlmen-Karakaya [MAD.d.4081:12L]; [KK.d.2743:3,9]; Günü gökçesu-Çakırlar [BoSS850:132L;854:16L]
107-	Bükkebir	Bahşlar-İlmen [MAD.d.4081:12L]; [KK.d.2743:3,9]; Küplüce-Merkeşler [BoSS850:132L;854:16L,47R]

表Ⅱ a-① 1679年2月12日-3月13日/1090年ムハッレム月付 漕手名簿 [BoSS832:81R-L]

グループ 番号	村番号	名簿の 戸数	納税戸 台帳の 戸数	出征者 番号	出征者の 所属村(街 区)番号	報酬額 (クルシエ)	保証人の 所属村(街 区)番号	グループ 番号	村番号	名簿の 戸数	納税戸 台帳の 戸数	出征者 番号	出征者の 所属村(街 区)番号	報酬額 (クルシエ)	保証人の 所属村(街 区)番号	
1	107	6.75	6.75	1	107	?	107	19	53	?	5.75	20	53	33	53	
	108	2	2.75						59	?	2.75					
	94	1.25	1.25						57	?	2					
2	102	4.25	4.25	2	102	?	102	20	83	?	5.5	21	52	28	66	
	102-	0.75	0.75						[82]	?	1					53
	100	4.75	4.75						85	?	3.5					
3	105	6.5	6.75	3	105	?	105	21	45	?	3.5	22	90	29	90	
	99	3.5	3.5						44	?	3.5					
									49	?	3.25					
4	95	16	16	4	95	?	95	22	60	?	5.5	23	60	30	60	
	97-97-	4	5.25						5	95	?					67
5	117	3	3	6	117	?	117	23	20(1)-	?	4.25	24	43	30	M6	
	118	4.25	4.25						16-	?	2					43
	109	1.75	1.75						20	?	2					
6	110	3.25	3.25	7	110	?	110	24	19	?	2.5	25	71	28	71	
	116	3.25	3.25						71	?	6.5					
	113	3	3						68	?	3.5					
7	107-	3	3	8	109	?	109	25	61	?	7.5	26	61	30	61	
	111	2.5	2.5						63	?	2.5					
	112	3	3						22-	?	4.75					27
8	104	3.25	3.25	9	104	?	104	26	25	?	1.25	27	110	28	110	
	106	1.25	1.25						5	?	2.25					
	121	0.25	1.25						20(2)-	?	1.75					
9	103	5	5.5	10	95	?	95	27	88	?	3.5	28	110	28	110	
	98	1.75	1.875						89	?	2.5					
	92	1.25	1.25						87	?	2.5					
10	114	9.625	9.625	11	110	?	110	28	90	?	1.5	29	46	29	3	
	98	0.125	1.875						40	?	5.75					
	121	0.25	1.25						30	?	1.25					29
11	93	4.25	4.25	12	112	?	112	29	79	?	4.5	30	58	28	58	
	97-97-	0.5	5.25						81	?	5.5					
	120	3	3						64	?	1.75					31
12	122	1.75	1.75	13	43	34	43	30	66	?	3.25	31	58	28	58	
	121	0.5	1.25						72	?	0.75					
									69	?	3					
13	43	?	5.75	14	[82]	32	82	31	56	?	1.5	32	[82]	28	53	
	42	?	3.25						22	?	5.75					
	2	?	1.5						23	?	1.75					32
14	1	?	4.5	15	53	?	53	32	3	?	2.5	33	59	28	59	
	10	?	4.75						48	?	4.5					
	13+	?	0.75						26	?	2.25					34
15	54	?	4	16	70	30	70	33	24	?	3.25	34	82	29	82	
	86	?	2						16	?	2.25					
	82	?	3						12	?	2.75					35
16	[86]	?	1.25	17	58	30	58	34	17	?	3	35	85	29	?	
	70	3.75	3.75						12++	?	2.25					
	52	2.25	2.25						29-	?	0.75					36
17	80	2	2	18	82	28	82	35	28	?	1.5	36	85	29	?	
									28-	?	1.25					
									5-	?	1.25					
18	58	?	10.25	19	112	?	112	36	4	?	1	37	70	30	70	
	84	?	7.25						27	?	4.25					
	91	?	2.75						27	?	4.25					36
19	11	?	9.5	20	[82]	32	82	37	37	?	4	38	70	30	70	
	13	?	0						9	?	2.75					
	20(3)-	?	0.5						77	?	7.25					37
									78	?	1.25					

表Ⅱ a-① 1679年2月12日-3月13日/1090年ムハッレム月付 漕手名簿 [BoSS832: 81R-L] (つづき)

グループ 番号	村番号	名簿の 戸数	納税戸 台帳の 戸数	出征者 番号	出征者の 所属村(街 区)番号	報酬額 (クルシユ)	保証人の 所属村(街 区)番号	グループ 番号	村番号	名簿の 戸数	納税戸 台帳の 戸数	出征者 番号	出征者の 所属村(街 区)番号	報酬額 (クルシユ)	保証人の 所属村(街 区)番号
36	73	?	1.5						8	?	4.5	43	35	29	35
37	30+	?	10	38	47	28	47 30+	42	46 6	? ?	3.5 2.25				
38	15 18	? ?	4.5 5.5	39	67	?	67	43	7 29 7+ 30-	? ? ? ?	7 0.75 1.25 1	44	47	29	47 M6
39	39 38 37+	? ? ?	7 2 1.5	40	81	27	81	44	124	?	11.75	45	85	34	85 64
40	76 75 55 74	? ? ? ?	3 1.25 3 1.125	41	76	32	76	45	33 35 32 31 34	? ? ? ? ?	3.125 2.75 1.5 1.25 0.75	46	33	32	33
41	51 65	? ?	6 4	42	85	28	85								

※表Ⅱ a-表Ⅱ bにおける?は、史料において当該項目が記載されていないことを表す。

※納税戸台帳の戸数については、1676-77年に作成された納税戸台帳 [MAD.d.4081: 2R-13L] のそれに基づいた。

表Ⅱ a-② 1687年3月17日/1098年ジュマデルウラー月3日付 漕手名簿 [BoSS837: 15R-17R]

グループ 番号	村番号	名簿の 戸数	納税戸 台帳の 戸数	出征者 番号	出征者の 所属村(街 区)番号	報酬額 (クルシユ)	保証人の 所属村(街 区)番号	グループ 番号	村番号	名簿の 戸数	納税戸 台帳の 戸数	出征者 番号	出征者の 所属村(街 区)番号	報酬額 (クルシユ)	保証人の 所属村(街 区)番号
1	95 102	16 4	16 4.25	1 2	95 106	30 30	95	13	105 102 101	6.75 0.25 3	6.75 4.25 4.25	14	53	30	53
2	54 52 70	4 2.25 3.75	4 2.25 3.75	3	52	30	52	14	7 113	7 3	7 3	15	116	28	116
3	77 76	7 3	7.25 3	4	77	27	77	15	107 107- 121	6.75 3 0.25	6.75 3 1.25	16	107	30	107
4	112 108 111 109	3 2.75 2.5 1.75	3 2.75 2.5 1.75	5	112	30	112	16	3 29++ 5	2.5 3.5 2.25	2.5 3.5 2.25	17	3	30	3
5	61 63	7.5 2.5	7.5 2.5	6	61	30	61	16	4 29	1 0.75	1 0.75				
6	65 73 67 69	4 1.5 1.5 3	4 1.5 1.5 3	7	65	30	65	17	47 48 46	5 4.5 0.5	5 4.5 3.5	18	48	30	48
7	83 88 [86]	5.5 3.5 1	5.5 3.5 1.25	8	83	30	83	18	114 33 98 84	9.625 0.125 0 0.25	9.625 3.125 1.875 7.25	19	116	28	116
8	10 9 91	4.75 2.75 2.5	4.75 2.75 2.75	9	10	30	10	19	45 44 46	3.5 3.5 3	3.5 3.5 3.5	20	46	30	46
9	71 68	6.5 3.5	6.5 3.5	10	71	25	71	20	85 87 86 89	3.5 2.5 2 2	3.5 2.5 2 2.5	21	85	30	85
10	37 36 38 77	4 3.75 2 0.25	4 3.75 2 7.25	11	66	30	66	20							
11	116 104 99	3.25 3.25 3.5	3.25 3.25 3.5	12	116	27	116	21	53 56 55	5.5 1.5 3	5.75 1.5 3	22	53	30	53
12	123 123+ 121 122 124	4.5 1 1 1.75 1.75	4.5 1 1.25 1.75 11.75	13	123	28	123	22	51 75 74 50	6 1.25 1.125 1.625	6 1.25 1.125 1.625	23	51	30	51
								23	60 59 64	5.5 2.75 1.75	5.5 2.75 1.75	24	60	29	60

表Ⅱ a-② 1687年3月17日/1098年ジュマデルウーラー月3日付 漕手名簿 [BoSS837: 15R-17R] (つづき)

グループ 番号	村番号	名簿の 戸数	納税戸 台帳の 戸数	出征者 番号	出征者の 所属村(街 区)番号	報酬額 (クルシユ)	保証人の 所属村(街 区)番号	グループ 番号	村番号	名簿の 戸数	納税戸 台帳の 戸数	出征者 番号	出征者の 所属村(街 区)番号	報酬額 (クルシユ)	保証人の 所属村(街 区)番号
24	1	4.5	4.5	25	1	30	1	37	20(2)-	1.25	1.75	39	115	30	115
	8	4.5	4.5					38	33	3	3.125				
	13+	0.75	0.75					32	1.5	1.5					
	91	0.25	2.75					31	1.25	1.25					
25	11	9.5	9.5	26	11	28	11	34	0.75	0.75	29-	2.75	2.75	0.75	0.75
	13							35	2.75	2.75					
	12	0.5	2.75												
26	58	10	10.25	27	59	29	59	39	93	4.25	4.25	40	102	30	97
27	84	7	7.25	28	82	29	82		97	4.5	4.5				
	82	3	3						96						
28	30+	10	10	29	30+	25	30+		92	1.25	1.25				
29	66	3.25	3.25	30	66	30	66	40	79	2.75	4.5	41	59	30	59
	62	3	3						2	1.5	1.5				
	115	0.75	1.75						53+	2.5	2.5				
	57	2	2						58	0.25	10.25				
	78	1	1.25						23	1.75	1.75				
30	118	4.25	4.25	31	52	28	?	28-	1.25	1.25	41	115	30	115	
	[86]	0.25	1.25					40	5.75	5.75					
	117	3	3					27	4.25	4.25					
	[82]	1	1					5-	1.25	1.25					
31	119	1.5	2	32	81	30	81	7+	1.25	1.25	42	66	30	66	
	81	5.5	5.5					30	1.25	1.25					
	72	0.75	0.75					28	1.5	1.5					
	80	2	2					42	1	3.25					
32	79	1.75	4.5	33	1	30	62	106	1.25	1.25	42	66	30	66	
	120	3	3					89	0.5	2.5					
	12	2.25	2.75					16	0.25	2.25					
	12++	2.25	2.25					20(2)-	0.5	1.75					
	119	0.5	2					78	0.25	1.25					
16-	2	2	94	1	1.25										
33	20(1)-	4.25	4.25	34	66	30	66	43	5.75	5.75	43	67	30	67	
	22-	4.75	4.75					41	2.5	2.5					
	115	1	1.75					49	1.75	3.25					
34	39	7	7	35	81	28	81	103	5.5	5.5	44	12	28	12	
	90	1.5	1.5					102-	0.75	0.75					
	37+	1.5	1.5					101	1.25	4.25					
35	20	2	2	36	47	29	47	101+	2.5	3.25	45	115	32	113	
	18	5.5	5.5					110	2.5	3.25					
	19	2.5	2.5					124	10	11.75					
36	15	4.5	4.5	37	37+	30	37+	6	2.25	2.25	46	66	26	66	
	14	1.5	1.5					16	1	2.25					
	17	3	3					94	0.25	1.25					
	16	1	2.25												
37	22	5.75	5.75	38	22	30	22	47	2.5	2.5	47	87	?	87	
	21	3	3												

※村番号 98 (G 番号 18) は荒廃のゆえに名簿の戸数は記されていない。

※村番号 11 (G 番号 25) の名簿の戸数と納税戸台帳の戸数は、ともに村番号 13 との合算値である。

※村番号 97 (G 番号 39) の名簿の戸数と納税戸台帳の戸数は、ともに村番号 96 との合算値である。

※村番号 101 (G 番号 44) の名簿の戸数と納税戸台帳の戸数は、ともに村番号 101+ との合算値である。

※村の納税戸台帳の戸数については、1676-77 年に作成された納税戸台帳 [MAD. d. 4081: 2R-13L] のそれに基づいた。

表Ⅱ a-③ 1688年3月20日/1099年ジュマデルウーラー月17日付 漕手名簿 [BoŞS837:45R-L]

グループ 番号	村番号	名簿の 戸数	納税戸 台帳の 戸数	出征者 番号	出征者の 所属村(街 区)番号	報酬額 (クルシユ)	保証人の 所属村(街 区)番号	グループ 番号	村番号	名簿の 戸数	納税戸 台帳の 戸数	出征者 番号	出征者の 所属村(街 区)番号	報酬額 (クルシユ)	保証人の 所属村(街 区)番号
1	84	7	7.25	1	84	27	84	11	85	2.5	3.5				
	86	2	2						78	1.25	1.25				
2	7	7	7	2	11	27	11	12	123++	3	1	12	123++	28	123++
	6	2	2.25						115	1.5	1.75		104	2.25	3.25
3	22-	4.75	4.75	3	73	27	73	13	74	1	1.125	13	74	27	74
	73	1.5	1.5						75	0.75	1.25		91	2.25	2.75
	4	1	1						68	3.5	3.5		67	1.5	1.5
	14	1.5	1.5						66	3	3.25		64	1.75	1.75
4	8	4.5	4.5	4	46	26	46	14	59	2.75	2.75	14	66	28	66
	33	2.75	3.125						56	1.5	1.5		64	1.75	1.75
5	37+	1.5	1.5	5	46	28	46	15	61	6	7.5	15	61	28	61
	31	0.25	1.25						29-	0.75	0.75		61	6	7.5
6	116	3.25	3.25	6	111	27	116	16	97	3.5	4.5	16	99	27	99
	111	2.5	2.5						96	3.5	3.5		92	1.25	1.25
	113	2.75	3						99	3.5	3.5		93	0.75	4.25
	108	0.5	2.75						101	3.5	4.25		101+	0.75	0.75
7	40	5.75	5.75	7	40	28	40	17	102-	0.75	0.75	17	101	29	101
	45	1.5	3.5						94	1.25	1.25		102	3.5	4
	42	1	3.25						101+	0.75	0.75		105	6.75	6.75
	29	0.75	0.75						102-	0.75	0.75		93	2.25	4.25
8	107-	3	3	8	107-	28	107-	18	123	4	4.5	18	105	27	105
	106	1.25	1.25						121	0.75	1.25		122	1.5	1.75
	109	1.75	1.75						122	1.5	1.75		124	2.75	11.75
	108	2	2.75						123	4	4.5		53	5	5.75
9	104	1	3.25	9	116	28	116	19	54	4	4	19	?	27	53
	120	3	3						121	0.75	1.25		122	1.5	1.75
	119	1.5	2						122	1.5	1.75		124	2.75	11.75
	12	2.75	2.75						123	4	4.5		53	5	5.75
10	[86]	1.25	1.25	10	89	28	89	20	54	4	4	20	?	27	53
	11	0.5	9.5						121	0.75	1.25		122	1.5	1.75
	89	2.5	2.5						123	4	4.5		53	5	5.75
11	90	1.5	1.5	10	89	28	89	20	54	4	4	20	?	27	53
	88	3.5	3.5						123	4	4.5		53	5	5.75

※村番号11 (G番号9) の納税戸台帳の戸数は、村番号13との合算値である。

※村番号97 (G番号16) の名簿の戸数と納税戸台帳の戸数は、ともに村番号96との合算値である。

※村番号101 (G番号17) の名簿の戸数と納税戸台帳の戸数は、ともに村番号101+との合算値である。

※村の納税戸台帳の戸数については、1676-77年に作成された納税戸台帳 [MAD. d. 4081: 2R-13L] のそれに基づいた。

表Ⅱ a-④ 1697年3月5日/1108年シャバン月11日付 漕手名簿 [BoSS840:51R-54L]

グループ 番号	村番号	名簿の 戸数	納税戸 台帳の 戸数	出征者 番号	出征者の 所属村(街 区)番号	報酬額 (クルシユ)	保証人の 所属村(街 区)番号	グループ 番号	村番号	名簿の 戸数	納税戸 台帳の 戸数	出征者 番号	出征者の 所属村(街 区)番号	報酬額 (クルシユ)	保証人の 所属村(街 区)番号			
1	116	2.5	2.5	1	116	35	116	16	103	5.5	5.5	16	103	35	104			
	110	2	2						100	2.5	2.5							
	117	2	2						101	1.25	2.5							
	109	1.75	1.75						98	0.75	0.75							
	106	1.25	1.25															
[82]	0.5	0.5						81	5.25	5.25	17	81	35	81				
								36	3.5	3.5								
2	95	10	15.25	2	95	?	95		90	1.25	1.25							
3	105	6.5	6.5	3	95	35	95	18	29++	3.5	3.5	18	10	35	37			
	99	3.5	3.5						27	2.75	2.75					10		
4	93	3	3	4	93	35	93	18	3	2.25	2.25	19	10	35	10			
	92	1	1						30-	0.25	0.25							
	97-	0.75	0.75						24	0.25	0.25							
	97	2.5	2.5						5-	1	1							
	96	1	1															
94	0.5	0.5						8	4.25	4.25	20	81	35	81				
101	1.25	2.5						6	2	2								
								12	2.75	2.75								
5	51	5.5	5.5	5	109	35	109	20	20(2)-	1	1	21	61	35	61			
	75	0.5	0.5						39	6.5	6.5							
	72	0.5	0.75						38	2	2							
	85	2.25	2.25						35	1.5	1.5							
6	70	3	3	6	70	35	70	21	61	6.25	6.25	22	114	35	114			
	66	3	3						63	1.5	1.5							
	65	2.5	2.5						62	2.25	2.25							
	67	1.5	1.5															
7	54	4	4	7	54	35	54	23	107	5	5	23	64	35	64			
	55	3	3						113	3	3							
	53+	2	2						111	2	2.25							
	74	1	1															
8	20	2	2	8	20	35	20	24	7	7	7	24	1	35	1			
	16-	2	2						5	2	2							
	19	1	1						30	1	1							
	18	4.5	4.5															
	21	0.5	1															
9	71	6.25	6.25	9	71	35	71	25	123	4.5	4.5	25	123	35	123			
	68	3.5	3.5						123++	0.5	0.5							
	72	0.25	0.75						122	1.5	1.5							
									121	0.75	0.75							
10	84	6.5	6.5	10	79	35	79	26	120	2.75	2.75	26	37	35	37			
	87	1.75	1.75						37	4	4							
	[86]	1.25	1.25						32	1.5	1.5							
	86	0.5	1.75						33	2	2							
11	58	9.25	9.25	11	59	35	59	26	37+	1.5	1.5	27	43	35	43			
	59	0.75	2.75						31	0.75	0.75							
12	60	4.25	4.25	12	59	35	59	27	34	0.25	0.25	27	43	35	43			
	59	2	2.75						43	4.75	4.75							
	64	1.75	1.75						49	1	1							
	69	2	2						41	1	1							
13	10	4.25	4.25	13	10	35	10	27	42	1.25	1.25	28	54	35	54			
	91	2.5	2.5						15	1.5	4							
	9	2.5	2.5						21	0.5	1							
	13+	0.75	0.75															
14	77	6	6	14	77	35	77	28	45	3.5	3.5	29	36	35	36			
	79	4	4						44	3.5	3.5							
									22	2.5	2.5							
15	102	3.75	3.75	15	10	35	37	29	46	0.5	3.5	30	111	35	111			
	102-	0.5	0.5															
	104	3.25	3.25						114	9.625	9.625							
	108	2	2						50	0.125	1.125							
	0.5	1						115	0.25	1.25								
								30	22-	4.25	4.25							

表Ⅱ a-④ 1697年3月5日/1108年シャバン月11日付 漕手名簿 [BoSS840: 51R-54L] (つづき)

グループ番号	村番号	名簿の戸数	納税戸台帳の戸数	出征者番号	出征者の所属村(街区)番号	報酬額(クルシユ)	保証人の所属村(街区)番号	グループ番号	村番号	名簿の戸数	納税戸台帳の戸数	出征者番号	出征者の所属村(街区)番号	報酬額(クルシユ)	保証人の所属村(街区)番号					
30	20(1)-17	2.75 3	2.75 3				107-	34	16	2	2									
	35	124	10	11.75	35	87	40	87												
31	30+46	7 3	7 3.5	31	127	?	127	36	76 83 73	3 5.5 1.5	3 5.5 1.5	36	84	35	84					
	32	40	5.25	5.25	32	71	35	71	37	82	2.75	2.75	37	87	35	87				
28-		0.75	0.75	89						2.5	2.5									
29		0.75	0.75	88						3.25	3.25									
7+		0.75	0.75	80						1.5	1.5									
29-		0.625	0.625	38						53	5.25	5.25					38	118	35	68
23		0.125	0.125							50	1	1.125						53		
4	0.75	0.75	52	1.5	1.5															
2	0.75	0.75	56	0.75	0.75															
15	0.25	4	57	1.5	1.5															
33	47	5	5	33	47	35	47	39	118	3	4	39	128	35	128					
	48	4	4						86	1.25	1.75									
	28	1	1						112	3	3									
34	11	8	8	34	81	35	?													
	13																			

※村番号11(G番号34)の名簿の戸数と納税戸台帳の戸数は、ともに村番号13との合算値である。
 ※納税戸台帳の戸数については、1694年に作成された納税戸台帳 [KK.d.2743: 7-9] のそれに基づいた。

表Ⅱ a-⑤ 1701年3月31日/1112年シェヴァル月下旬付 漕手名簿 [BoSS842: 85L, 86R-L]

グループ番号	村番号	名簿の戸数	納税戸台帳の戸数	出征者番号	出征者の所属村(街区)番号	報酬額(クルシユ)	保証人の所属村(街区)番号	グループ番号	村番号	名簿の戸数	納税戸台帳の戸数	出征者番号	出征者の所属村(街区)番号	報酬額(クルシユ)	保証人の所属村(街区)番号					
1	58	9.25	9.25	1	59	38	59	11	18	4	4.5	11	114	39.5	114					
	59	0.75	2.75						17	3	3									
2	83	4	5.5	2	118	38	118	12	2	0.75	0.75	12	10	36	37					
	82	2.75	2.75						5	1.25	2									
	[86]	1.25	1.25						14	1	1									
	120	2	2.75						36	3.5	3.5									
3	1	3	4.5	3	12++	38	12++	13	39	6.5	6.5	13	20(1)-	35	?					
	12++	2.25	2.25						37	4	4									
	15	4	4						38	2	2									
4	13+	0.75	0.75	4	22-	34	22-	14	90	1.25	1.25	14	61	36	61					
	22-	3.75	4.25						91	1.25	2.5									
	20(1)-	2.25	2.75						37+	1.5	1.5									
	21	1	1						61	6.25	6.25									
	19	1	1						62	2.25	2.25									
20	2	2	63	1.5	1.5															
5	84	5	6.5	5	87	38	87	15	60	4.25	4.25	15	60	39	60					
	87	1.75	1.75						64	1.75	1.75									
	86	1.75	1.75						65	2.5	2.5									
	52	1.5	1.5						57	1.5	1.5									
	11	8	8						6	13	38					13	16	112	3	3
13			111	2.25	2.25															
16	2	2	115	1.25	1.25															
7	43	4.75	4.75	7	43	38	43	17	113	2	3	17	110	36	110					
	42	1.25	1.25						110	1.5	2									
	24	0.25	0.25						114	9.125	9.625									
	23	0.125	0.125						50	0.125	1.125									
	29-	0.625	0.625						109	0.75	1.75									
	3	1.25	2.25						18	124	9					11.75	18	124	38	124
	4	0.75	0.75							119	1					1				
20(2)-	1	1	8	19	39	M7	19	118	4	4										
48	4	4						108	1	2										
47	5	5						116	2.5	2.5										
49	1	1						107	1	5										
46	3.5	3.5						109	1	1.75										
9	44	3.5	3.5	9	M12	39	M12	20	81	5.25	5.25	20	81	37	81					
	29++	3	3.5						110	0.5	2									
10	7	7	7	10	99	39	99	20	80	1.5	1.5	20	81	37	81					
	32	1.5	1.5						79	3	4									

表Ⅱ a-⑤ 1701年3月31日/1112年シェツヴァル月下旬付 漕手名簿 [BoSS842: 85L, 86R-L] (つづき)

グループ番号	村番号	名簿の戸数	納税戸台帳の戸数	出征者番号	出征者の所属村(街区)番号	報酬額(クルシユ)	保証人の所属村(街区)番号	グループ番号	村番号	名簿の戸数	納税戸台帳の戸数	出征者番号	出征者の所属村(街区)番号	報酬額(クルシユ)	保証人の所属村(街区)番号
20	85	0.25	2.25					29	29++	0.5	3.5				
21	71	5	6.25	21	71	36	71	30	40	5.25	5.25	31	40	39	40
	67	1.5	1.5						45	3.5	3.5				
	68	3.5	3.5						30-	0.25	0.25				
22	77	6	6	22	81	32	81	31	5-	1	1	32	10	38	10
	72	0.75	0.75						10	4.25	4.25				
	78	0.25	1.25						89	2.5	2.5				
	76	3	3						9	2.5	2.5				
23	105	6.5	6.5	23	105	35	105	32	7+	0.75	0.75	33	62	38	62
	99	1	3.5						53	5.25	5.25				
	107-	2.5	3						56	0.75	0.75				
24	103	5.5	5.5	24	116	?	36	33	59	2	2.75	34	54	40	54
	102	3.75	3.75						69	2	2				
	98	0.75	0.75						54	4	4				
25	100	2.5	2.5	25	77	39	10	34	53+	2	2	35	79	40	79
	101	1.25	2.5						66	3	3				
	102-	0.5	0.5						50	1	1.125				
	99	2.5	3.5						88	3.25	3.25				
	104	3.25	3.25						55	2	3				
26	95	14.25	15.25	26	104	40	104	34	117	2	2	35	79	40	79
	106	1.25	1.25						85	2	2.25				
	107	4	5						[82]	0.5	0.5				
	107-	0.5	3						20(1)-	0.25	2.75				
27	93	3	3	28	1	39	1	35	123	3	4.5	36	123	38	123
	92	1	1						122	1.5	1.5				
	5	0.75	2						123++	0.5	0.5				
	97	2.5	2.5						121	0.75	0.75				
	96	1	1						12	2.75	2.75				
	94	0.5	0.5						35	1.5	1.5				
	101	1.25	2.5												
28	8	4.25	4.25	29	10	38	10	36	22	2.5	2.5	37	1	38	1
	33	2	2						41	1	1				
	31	0.75	0.75						6	2	2				
	34	0.25	0.25						27	2	2.75				
	91	1.25	2.5						30	1	1				
	78	1	1.25						16-	1.5	2				
	16-	0.5	2												
29	30+	7	7	30	1	38	30+	37	51	4	5.5	38	?	36	?
	28	1	1						70	3	3				
	28-	0.75	0.75						74	1	1				
									75	0.5	0.5				
	29	0.75	0.75						73	1.5	1.5				

※村番号 11 (G 番号 6) の名簿の戸数と納税戸台帳の戸数は、ともに村番号 13 との合算値である。

※納税戸台帳の戸数については、1694年に作成された納税戸台帳 [KK.d.2743: 7-9] のそれに基づいた。

表Ⅱ b 1689年3月21日/1100年ジュマデルウラー月 29日付 民兵召集名簿 [BoSS838: 32L-36L]

グループ番号	村(街区)番号	名簿の戸数	納税戸台帳の戸数	出征者番号	出征者の所属村(街区)番号	報酬額(クルシユ)	保証人の所属村(街区)番号	グループ番号	村(街区)番号	名簿の戸数	納税戸台帳の戸数	出征者番号	出征者の所属村(街区)番号	報酬額(クルシユ)	保証人の所属村(街区)番号							
1	104	3	3.25	1	104	30	104	6				10	95	33	95							
	102-	0.25	0.75					7	59	2	2.75	11	59	33	59							
2	86	1.5	2	2	86	30	86	8	64	1.25	1.75	12	71	33	71							
	[86]	1	1.25					71	3.25	6	12					71	33	71				
	[82]	0.5	1					82	2	3	13					82	33	82				
	119	0.25	2					52	1	2.25												
3	95	13	16	3	95	32	95	9	53	0.25	5.75	14	68	33	68							
								4	95	32	10					68	3	3.5	14	68	33	68
								5	95	32	11					103	5	5.5	15	103	29	103
								6	95	32	11					102-	0.5	0.75	16	103	35	
																98	0.5	1.875				
4	74	1	1.125	7	73	33	73	11	97	0.5	3	17	1	33	62							
	73	1	1.5					12++	1.75	2.25												
	75	0.5	1.25					13+	0.5	0.75												
5	62	1.75	3	8	62	30	62	12	12	1	2.75	18	107	29	107							
	63	1.5	2.5					13	107	3.25	6.75											
6	105	6.5	6.75	9	40	33	40	14	6	6.5	?	19	6	30	6							

表Ⅱ b 1689年3月21日/1100年ジュマデルウーラー月29日付 民兵召集名簿 [BoSS838:32L-36L] (つづき)

グループ 番号	村 (街区) 番号	名簿の 戸数	納税戸 台帳の 戸数	出征者 番号	出征者の 所属村(街 区)番号	報酬額 (クルシユ)	保証人の 所属村(街 区)番号	グループ 番号	村 (街区) 番号	名簿の 戸数	納税戸 台帳の 戸数	出征者 番号	出征者の 所属村(街 区)番号	報酬額 (クルシユ)	保証人の 所属村(街 区)番号	
14				20	89	31	89	46	4	0.75	1					
15	93	2	4.25	21	93	30	92	47	1	3.25	4.5	55	1	?	1	
	92	0.75	1.25				93	48	8	3.25	4.5	56	8	33	8	
	96	0.5	1.5						20	1	2	57	1	33	1	
16	102	3.25	4.25	22	102	33	102	49	16-	1.5	2					
17	88	2.25	3.5	23	88	33	88		2	0.5	1.5					
	84	0.75	7.25						19	0.25	2.5					
	85	0.25	3.5													
18	101	3	4.25					50	126	?	?	58	126	28	126	
	101+							51	67	1	1.5	59	67	32	67	
	97	0.25	3	24	97	30	97		38	1.5	2					
19	60	3.25	5.5	25	62	33	62	52	125	2	3.75	60	108	30	108	
20	84	3.25	7.25	26	87	32	87		80	1	2					111
21	107-	2.25	3						37	0.25	4					
	108	1	2.75	27	108	32	108	53	18	3.25	5.5	61	18	26	18	
22	37	3.25	4	28	37	32	37	54	20(1)-	2.25	4.25	62	20(1)-	33	20(1)-	
23	114	6.5	9.625	29	114	30	114		21	1	3					
	24	39	3.25	7	31	62	33	62	55	17	2	3	63	17	32	17
25		83	3.25	5.5	32	70	33	70	16	1.25	2.25					
	26	51	2.75	6	33	51	32	51	56	45	2.75	3.5	64	30+	30	30+
		50	0.5	1.625					47	0.5	5					
27	99	3.25	3.5	34	51	33	51	57	43	3.25	5.75	65	43	29	43	
28	53	3.25	5.75	35	52	33	52		58	12	1	2.75	66	79	33	79
29	58	6.5	10.25	36	58	30	58		41	1.5	2.5					
	30	54	3.25	4	38	54	33.5	54	20(2)-	0.25	1.75					
31		44	3	3.5	39	30+	30	75	18	0.5	5.5					
		45	0.25	3.5					59	22	2.5	5.75	67	18	29	18
32	78	1	1.25	40	78	30	78	11	0.5	9.5						
	76	2.25	3					20(2)-	0.25	1.75						
33	81	3.25	5.25	41	81	28	81	60	46	3	3.5	68	46	32	46	
34	48	3.25	4.5	42	48	32	48		47	0.25	5					
35	22-	3.25	4.75	43	22-	30	22-	61	47	3.25	5	69	75	32	45	
36	61	3.25	7.5	44	61	32	61		62	33	2.25	3.125				85
37	6	2	2.25					87	1	2.5		70	87	32	81	
	61	0.25	7.5	45	61	31	61	63	5	1.75	2.25	71	40	31	40	
	35	1	2.75						3	1.5	2.5					
38	28-	0.75	1.25					64	120	2.25	3	72	120	30	120	
	28	1	1.5	46	28	30	114		122	1	1.75					
	29	0.5	0.75					65	11	3.25	9.5	73	11	30	11	
	29-	0.5	0.75					13								
39	116	2.25	3.25	47	114	28	114	66	118	3.25	4.25	74	118	28	118	
	109	1	1.75					57	1	2		75	57	30	57	
40	115	1	1.75	48	115	30	114	67	56	0.75	1.5				56	
	119	1	2				115		53+	0.5	2.5					
	113	1.25	3						69	0.75	3					
41	117	1.5	3	49	111	31	111	68	10	3.25	4.75	76	10	?	10	
	106	1	1.25					69	32	1.25	1.5	77	66	31	66	
	114	0.5	9.625					37+	1	1.5						
	113	0.25	3					31	1	1.25						
42	15	3.25	4.5	50	66	34	66	70	123	3	4.5	78	123	28	123	
	14	0.25	1.5					71	121	0.25	1.25					
43	97	1	3	51	104	31.5	104	72	89	2.125	2.5	79	89	33	89	
	96	0.25	1.5					90	1.125	1.5						
	94	0.25	1.25					73	66	2.5	3.25					
	9	1	2.75					61	0.75	7		80	61	32	61	
	8	0.5	4.5					74	55	2.5	3	81	55	30	55	
	14	0.25	1.5					58	0.75	10.25						
44	27	1.25	4.25	52	27	33	27	74	79	3.25	4.5	82	79	30	79	
	42	0.5	3					75	36	3.25	3.75	83	18	31	18	
	30	0.25	1.25					76	91	2	2.75					
	40	0.75	5.75						85	1	3.5					
45	48	0.5	4.5					66	0.25	3.25						
	40	3.25	5.75	53	40	31	40	77	124	11.5	11.75	84	66	32	85	
46	29++	2.5	3.5	54	40	31.5	40					85	118	31	118	
												86	114	27	114	
												87	66	27.5	66	

表Ⅱ b 1689年3月21日/1100年ジュマデルウーラー月29日付 民兵召集名簿 [Bo\$S838:32L-36L] (つづき)

グループ 番号	村 (街区) 番号	名簿の 戸数	納税戸 台帳の 戸数	出征者 番号	出征者の 所属(街区) 村番号	報酬額 (クルシユ)	保証人の 所属村(街 区)番号	グループ 番号	村 (街区) 番号	名簿の 戸数	納税戸 台帳の 戸数	出征者 番号	出征者の 所属(街区) 村番号	報酬額 (クルシユ)	保証人の 所属村(街 区)番号
77				88	M9	27.5	124	83	M2	0.25	3.75	98	62	33	62
78	77	3.25	7.25	89	77	?	77	84	M10	6	6	99	40	33	40
79	M7	3.25	9	90	M5	35	M5	85	M2	3	3.75	100	62	33	62
	M8	5.75	8.75	91	M8	31	M8		M5	7.5	10	101	M5	32	M5
80	112	3	3	92	112	28	112	86	M9	1.25	3.25	102	87	33	87
	111	2.5	2.5						M2	0.25	3.75				
81	M11	6	6	93	M11	28	M11	87	M7	1.5	9				
	M6	2.25	2.5	94	1	31	1		M4	1.25	1.25	103	M4	32	62
	M14	0.25	2.75						81	1.5	5.25				
	81	0.5	5.25						M13	7.5	7.5	104	M13	30	M13
82	M1	9	9	95	M1	35	M1	88	M14	0.25	2.75	105	M13	30	M13
				96	9	35	9		M3	4	4.25	106	79	33	M5
83	M3	4	4.25	97	40	33	40		M2	0.5	3.75				

※村番号 11 (G 番号 65) の名簿の戸数と納税戸台帳の戸数は、ともに村番号 13 との合算値である。

※村番号 101 (G 番号 18) の名簿の戸数と納税戸台帳の戸数は、ともに村番号 101+ との合算値である。

※納税戸台帳の戸数については、1676-77年に作成された納税戸台帳 [MAD. d. 4081:2R-13L] のそれに基づいた。

※名簿の最後 [Bo\$S838:36L] には、有志により調査された 13 名の出征者名とその保証人名が記されている。徴発形態が異なるうえに、その住地が記載されていない者が多いことから、彼らについては考察対象から除外した。

表Ⅱ c 1700年9月26日/1112年レピユルアーヒル月12日付 木材運搬役(水牛および牛方)名簿 [Bo\$S842:92R-93L]

グループ 番号	村 (街区) 番号	名簿の 戸数	納税戸 台帳の 戸数	牛方 番号	牛方の 所属村(街 区)番号	報酬額 (クルシユ)	保証人	グループ 番号	村(街区) 番号	名簿の 戸数	納税戸 台帳の 戸数	牛方 番号	牛方の 所属村(街 区)番号	報酬額 (クルシユ)	保証人	
1	43	4.5	4.75	1	前述の村	42	前述の村民	20	107- 109	3 1.5	3 1.75	24	102	42	村民	
2	22-	3.875	4.25	2	22-	42	前述の村民	21	89	2.5	2.5	25	?	42	村民	
3	40	4.5	5.25	3	前述の村	42	前述の村民		90	1.25	1.25					
4	20(1)- 23	2.375	2.75	4	20(1)-	42	前述の村民	22	13+	0.75	0.75					
	20(2)- 5	0.25	1						51	4	5.5	26	?	42	村民	
	2	1.5	2						75	0.5	0.5					
	2	0.25	0.75						15	4	4	27	16	42	村民	
5	39	6.5	6.5	5	20(1)-	42	前述の村民	23	16	0.5	2					
	38	2	2	6	22	42	前述の村民		24	36	3.5	3.5	28	?	42	村民
	32	0.5	1.5							32	1	1.5				
6	48	4	4	7	前述の村	42	前述の村民	25	37	4	4	29	前述の村	42	村民	
	43	0.25	4.75						37+	0.5	1.5					
	24	0.25	0.25						70	3	3	30	?	42	村民	
7	45	3.5	3.5	8	前述の村	42	前述の村民	26	67	1.5	1.5					
	30-	0.25	0.25						37+	0.5	1.5					
8	40	0.75	5.25					27	10	4.25	4.25	31	?	42	村民	
	47	4.5	5	9	前述の村	42	前述の村民		121	0.25	0.75					
9	7	7	7	10	前述の村	42	?	28	119	1	1	32	22	42	村民	
	6	2	2	11	前述の村	42	?		88	2	3.25					
10	30+	7	7	12	45	42	?	29	117	1.5	2					
	28-	0.75	0.75	13	前述の村	42			55	2	3	33	?	42	村民	
	29	0.75	0.75						65	2.5	2.5					
	47	0.5	5						33	2	2	34	?	42	村民	
11	18	4	4.5	14	前述の村	42	?	30	31	0.75	0.75					
	16	0.5	2						7+	0.75	0.75					
12	91	2.5	2.5	15	前述の村	42	前述の村民	31	37+	1	1.5					
	125	2							3	2.25	2.25	35	?	42	村民	
13	44	3.5	3.5	16	前述の村	42	44	32	49	1	1					
	9	1	2.5						4	0.75	0.75					
14	11	8	8	17	前述の村	42	?	33	42	0.25	1.25					
	14	1	1	18	前述の村	42			5-	0.25	1					
15	86	1.75	1.75	19	前述の村	42	前述の村民	34	69	2	2	36	?	42	村民	
	52	1.5	1.5						72	0.75	0.75					
	[86]	1.25	1.25						71	0.5	6.25					
16	8	4.25	4.25	20	前述の村	42	前述の村民	35	78	1.25	1.25					
	121	0.25	0.75						120	2	2.75	37	?	42	村民	
17	83	4	5.5	21	前述の村	42	前述の村民	36	113	2	3					
	84	0.5	6.5						123++	0.5	0.5					
18	84	4.5	6.5	22	?	42	村民	37	82	2.75	2.75	38	?	42	村民	
	71	4.5	6.25	23	?	42	村民		87	1.75	1.75					

表Ⅱc 1700年9月26日/1112年レピユルアーヒル月12日付 木材運搬役(水牛および牛方)名簿 [BoSS842:92R-93L] (つづき)

グループ 番号	村 (街区) 番号	名簿の 戸数	納税戸 台帳の 戸数	牛方 番号	牛方の 所属村(街 区)番号	報酬額 (クルシユ)	保証人	グループ 番号	村(街区) 番号	名簿の 戸数	納税戸 台帳の 戸数	牛方 番号	牛方の 所属村(街 区)番号	報酬額 (クルシユ)	保証人
35	112	3	3	39	?	42	村民	56	16	1	2				
	115 109	1.25 0.25	1.25 1.75					57	1 12++	3 1.5	4.5 2.25	67	?	42	村民
36	22	2.5	2.5	40	?	42	村民	58	29++ 28	3.5 1	3.5 1	68	?	42	村民
	20	2	2	41	?	42		59	126 62	8 1	? 2.25	69 70	?	42 42	村民
	16-	2	2					60	104 106	3.25 1.25	3.25 1.25	71	?	42	村民
	21	1	1					61	107	4.5	5	72	?	42	村民
	19	1	1					62	60 58	4.25 0.25	4.25 9.25	73	?	42	村民
2	0.5	0.75					63	61 63 62	6.25 1.5 1.25	6.25 1.5 2.25	74 75	? ?	42	村民	
37	114	9	9.625	42 43	? ?	42	村民	64	100 103 113	2.5 1 1	2.5 5.5 3	76	?	42	村民
38	58	9	9.25	44 45	? ?	42	村民	65	103	4.5	5.5	77	?	42	村民
	79 73	3 1.5	4 1.5	46	?	42	村民	66	105	4.5	6.5	78	?	42	村民
39	68 74	3.5 1	3.5 1	47	?	42	村民	67	95	13.5	15.25	79	?	42	村民
	53 56 53+ 50	5.25 0.75 2 1	5.25 0.75 2 1.125	48 49	? ?	42	村民	68	102 98	3.75 0.75	3.75 0.75	82	?	42	村民
40	85 81 80	2.25 0.75 1.5	2.25 5.25 1.5	50	?	42	村民	69	93 92 94	3 1 0.5	3 1 0.5	83	?	42	村民
	41	1 2 1	1 2.75 1	51	?	42	村民	70	99 101 105 95 102-	3.5 2.5 2 0.75 0.25	3.5 2.5 6.5 15.25 0.5	84 85	? ?	42	?
41	85 81 80	2.25 0.75 1.5	2.25 5.25 1.5	50	?	42	村民	71	97 96 97- 102-	2.5 1 0.75 0.25	2.5 1 0.75 0.5	86	?	42	村民
	41 27 30 5-	1 2 1 0.5	1 2.75 1 1	51	?	42	村民	72	M1	9	9	87 88	? ?	42 42	街区民
	111 114 107 108	2.125 0.125 0.5 1.75	2.25 9.625 5 2	52	?	42	村民	73	M13	4.5	7.5	89	?	42	?
	35 88 34 50 M6	1.5 1.25 0.125 0.125 1.5	1.5 3.25 0.25 1.125 2.5	53	19	42	村民	74	M8 M9 M14	7.5 1 0.5	8.75 3.25 1.75	90 91	? ?	42 42	街区民
	59 64	2.75 1.75	2.75 1.75	54	?	42	村民	75	M5 M12 M13	7.5 0.5 1	10 3.5 7.5	92 93	? ?	42 42	街区民
42	41 27 30 5-	1 2 1 0.5	1 2.75 1 1	51	?	42	村民	76	M11 M6 M4 M12	6 1.25 1.25 0.5	6 2.5 1.25 3.5	94 95	? ?	42 42	街区民
	116 110	2.5 2	? 2	60	?	42	村民	77	M10	4.5	6	96	?	42	街区民
43	17 9	3 1.5	3 2.5	56	?			78	M3 M14	3.25 1.25	4.25 1.75	97	?	42	街区民
	54 [82]	4 0.5	4 0.5	57	?	42	村民	79	M7 M2 M13	3.25 3.75 2	3.25 3.75 7.5	98 99	? ?	42 42	街区民
44	111 114 107 108	2.125 0.125 0.5 1.75	2.25 9.625 5 2	52	?	42	村民	80	123 122	3 1.5	4.5 1.5	100	?	42	街区民
	35 88 34 50 M6	1.5 1.25 0.125 0.125 1.5	1.5 3.25 0.25 1.125 2.5	53	19	42	村民								
45	59 64	2.75 1.75	2.75 1.75	54	?	42	村民								
	81	4.5	5.25	55	?	42	村民								
46	17 9	3 1.5	3 2.5	56	?										
	54 [82]	4 0.5	4 0.5	57	?	42	村民								
47	54 [82]	4 0.5	4 0.5	57	?	42	村民								
	124	9	11.75	58 59	? ?	42 42	村民								
48	116 110	2.5 2	? 2	60	?	42	村民								
	46 42	3.5 1	3.5 1.25	61	?	42	村民								
49	118 117	4 0.5	4 2	62	?	42	村民								
	66 57	3 1.5	3 1.5	63	?	42	村民								
50	77 76	6 3	6 3	64 65	? ?	42 42	村民								
	12 12++	2.75 0.75	2.75 2.25	66	?	42	村民								

※納税戸台帳の戸数については1694年の、街区のそれについては1676-77年の納税戸台帳 [KK.d.2743:7-9; MAD.d.4081:2R-13L] に基づいた。

表Ⅱ d 1698年3月1日/1109年シャバン月18日付 志願漕手名簿 [BoSS841:72R-73L]

出征者番号	出征者の所属村 (街区) 番号	報酬額 (クルシユ)	保証人の所属村 (街区) 番号	出征者番号	出征者の所属村 (街区) 番号	報酬額 (クルシユ)	保証人の所属村 (街区) 番号
1	61	45	61	27	106	42	M6
2	95	42	95				M10
3	95	42	95	28	61	42	61
4	106	42	106	29	M1	42	M3
5	37+	42	37+	30	59	42	59
			M5	31	1	42	1
6	10	42	M10	32	87	42	87
7	99	42	34				81
			95	33	11	42	11
8	110	42	110	34	10	42	47
			104	35	87	42	87
			?	36	123	42	123
				37	81	42	81
9	118	42	118	38	120	42	120
10	53	42	53	39	47	42	47
			?	40	91	42	91
11	36	42	36	41	62	42	62
				42	62	42	M3
12	1	42	1	43	1	42	1
			M2	44	M6	42	M6
13	109	42	109	45	37	42	37
			M5				M3
14	1	42	1	46	37	42	37
15	M11	42	M11				M3
16	1	42	1	47	1	42	1
17	12++	42	12++				48
18	1	42	1	49	61	42	61
19	10	42	M10	50	61	42	61
			10	51	61	42	61
20	64	42	64	52	12++	42	107
21	1	42	M2				126
			1	53	126	42	M9
22	30+	42	30+	54	62	42	62
23	1	42	1				M7
24	1	42	1	55	1	42	M5
25	10	42	30+				
26	1	42	M7				
			M2				

表 II e

nefs-i Bolu 地区				Sazak nahiyesi 地区				Gökçeşu nahiyesi 地区						
村番号	1679年	1687年	1701年	村番号	1679年	1687年	1697年	1701年	村番号	1679年	1687年	1688年	1697年	1701年
8	○	○	○	58	○	○	○	○	107	○	○	無	○	×
1	○	○	対象外	84	○	○	○	○	102	○	×	×	対象外	対象外
10	○	○	○	53	○	○	○	○	100	○	無	無	対象外	対象外
11	○	○	○	83	○	○	○	対象外	95	○	○	無	○	○
20(1)ー	○	○	対象外	60	○	○	○	○	118	○	○	無	対象外	対象外
22ー	○	○	対象外	71	○	○	○	○	103	○	○	無	○	○
27	○	○	対象外	61	○	○	○	○	114	○	○	無	○	○
40	○	○	○	79	○	×	○	○	93	○	○	無	○	○
22	○	○	対象外	81	○	○	○	○	123	○	○	×	○	○
48	○	○	対象外	77	○	○	○	○	105	○	○	○	○	○
47	無	○	○	51	○	○	○	○	101	○	×	×	対象外	対象外
30+	○	○	○	全グループ数	15	14	7	13	124	○	○	×	○	○
15	○	○	対象外	①	10	10	4	10	全グループ数	12	11	8	11	10
18	○	○	○						①	10	9	1	7	5
39	○	○	○						[全体]					
43	○	○	○						1679年	1687年	1688年	1697年	1701年	
7	○	○	○						全グループ数	45	46	20	39	37
全グループ数	18	21	5	15	15	15	15	15	①	34	32	9	29	22
①	14	13	4	12	9				②	75.6%	69.6%	45.0%	74.4%	59.5%

※地区を越えて形成されたグループについては、名簿の戸数が最も大きな割合を占めた村々が属した地区に属するものとした。たとえば、1688年G番号9は3地区に跨る村々で形成されているが、Gökçeşu nahiyesi 地区に属した村番号120と119の戸数が合わせて45で最も大きいことから、同地区のグループとみなすこととした。なお、1687年のG番号47については除外した。

- ※①は納税戸数が4より大きな村が存在したグループ数を表す。
- ※②は①に該当するグループが各時期の全グループの中で占めた割合を表す。
- ※○は、各グループ内で当該村の納税戸数が最も大きく、かつ他の村々のそれが4以下の場合であることを表す。
- ※□で囲まれた8か所の各2村は、各々が同一グループの中に存在していたことを表す。
- ※×は、当該村の納税戸数が細分化され、それが複数グループの形成に利用されたことから、各グループにおいて4より小さくなり、中心的な村ではなかったことを表す。
- ※無は、名簿に村名が見当たらなかったことを表す。
- ※対象外は、1694年における納税戸調査の結果、あるいは宮廷に一定量の納税戸が割り当てられたことなどにより、当該村の納税戸数が4以下となったことを表す。

表Ⅲ a

年	グループ村落（街区）内からの 出征者番号	合計 （人）	割合 （%）	グループ村落（街区）外からの 出征者番号	合計 （人）	割合 （%）
1679	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 9, 13, 16, 17, 20, 23, 25, 26, 30, 41, 46	18	40	8, 10, 11, 12, 14, 15, 18, 19, 21, 22, 24, 27, 28, 29, 31, 32, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 42, 43, 44, 45	27	60
1687	1, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 12, 13, 16, 17, 18, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 28, 29, 30, 32, 38	26	54.2	2, 11, 14, 15, 19, 27, 31, 33, 34, 35, 36, 37, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48	22	45.8
1688	1, 3, 5, 6, 7, 8, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19	16	84.2	2, 4, 9	3	15.8
1689	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 18, 19, 21, 22, 23, 24, 27, 28, 29, 30, 33, 36, 37, 38, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 48, 52, 53, 55, 56, 58, 59, 61, 62, 63, 65, 68, 70, 72, 73, 74, 75, 76, 78, 79, 80, 81, 82, 84, 89, 91, 92, 93, 95, 101, 103, 104, 105	68	64.2	9, 10, 17, 20, 25, 26, 31, 32, 34, 35, 39, 47, 49, 50, 51, 54, 57, 60, 64, 66, 67, 69, 71, 77, 83, 85, 86, 87, 88, 90, 94, 96, 97, 98, 99, 100, 102, 106	38	35.8
1697	1, 2, 4, 6, 7, 8, 9, 11, 12, 13, 14, 16, 17, 21, 24, 25, 26, 27, 33,	19	48.7	3, 5, 10, 15, 18, 19, 20, 22, 23, 28, 29, 30, 31, 32, 34, 35, 36, 37, 38, 39	20	51.3
1701	1, 3, 4, 5, 6, 7, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 23, 31, 32, 34, 36	19	51.4	2, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 22, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 33, 35, 37	18	48.6
総合計		166	56.5		128	43.5

※ 1679 年出征者番号 33 については所属村不明で除外した。

※ 1688 年出征者番号 20 については所属村不明で除外した。

※ 1698 年の志願漕手については、徴発形態が異なることから除外した。

※ 1701 年出征者番号 38 については名前も所属村も不明で除外した。

表Ⅲ b

村(街区)番号	村(街区)名	1679年	1687年	1688年	1689年	1697年	1701年	合計
M1	Afkar	0	0	0	1	0	0	1
M2	Asilhatun	0	0	0	0	0	0	0
M3	Samarkand	0	0	0	0	0	0	0
M4	Ciqir	0	0	0	1	0	0	1
M5	Golyuzu	0	0	0	2	0	0	2
M6	Akmescid	0	0	0	0	0	0	0
M7	Eskicami	0	0	0	0	0	0	0
M8	Debbaglar	0	0	0	1	0	0	1
M9	Hocabey	0	0	0	1	0	0	1
M10	Karacayir	0	0	0	0	0	0	0
M11	Karamanlar	0	0	0	1	0	0	1
M12	nefs-iGokpinar	0	0	0	0	0	1	1
M13	Alpagud	0	0	0	2	0	0	2
M14	Alpagudbey	0	0	0	0	0	0	0
1	Suku	0	2	0	4	1	3	10
2	Ösenek	0	0	0	0	0	0	0
3	Afşar kır	0	1	0	0	0	0	1
4	Seyyidler	0	0	0	0	0	0	0
5	Çayır	0	0	0	0	0	0	0
5-	Danişmendöyesi	0	0	0	0	0	0	0
6	Çanşa berk	0	0	0	1	0	0	1
7	Berk	0	0	0	0	0	0	0
7+	Akkocalar	0	0	0	0	0	0	0
8	Okular	0	0	0	1	0	0	1
9	Çıkınlar	0	0	0	1	0	0	1
10	Dadıç	0	1	0	1	4	3	9
11	Fasil	0	1	1	1	0	0	3
12	Bakırlı	0	1	0	0	0	0	1
12++	Özürler	0	0	0	0	0	1	1
13	Çömlekciler	0	0	0	0	0	1	1
13+	Eynesi	0	0	0	0	0	0	0
14	Dudurğa	0	0	0	0	0	0	0
15	Sarıcalar	0	0	0	0	0	0	0
16	Sahbeyler	0	0	0	0	0	0	0
16-	Yürkler	0	0	0	0	0	0	0
17	Çakmaklar	0	0	0	1	0	0	1
18	Demirciler-Alpağud	0	0	0	3	0	0	3
19	Kızlağıl	0	0	0	0	0	1	1
20	Kürkcüler	0	0	0	0	1	0	1
20(1)-	Saray (Rumşalar ?)	0	0	0	1	0	1	2
20(2)-	Şahne	0	0	0	0	0	0	0
20(3)-	Kodhya	0	0	0	0	0	0	0
21	Çivril	0	0	0	0	0	0	0
22	Kassablar	0	1	0	0	0	0	1
22-	Nazırlar	0	0	0	1	0	1	2
23	Karaköyi	0	0	0	0	0	0	0
24	Göl	0	0	0	0	0	0	0
25	Ömerler	0	0	0	0	0	0	0
26	Advan	0	0	0	0	0	0	0
27	Bey	0	0	0	1	0	0	1
28	Hızırşeyhler	0	0	0	1	0	0	1
28-	Kadiöyesi	0	0	0	0	0	0	0
29	Taşoluk	0	0	0	0	0	0	0
29++	Sancak	0	0	0	0	0	0	0
29-	Kıssahavanlar	0	0	0	0	0	0	0
30	Köprücüler	0	0	0	0	0	0	0
30+	Sağirkoyurğu	0	1	0	2	0	0	3
30-	Donurlar	0	0	0	0	0	0	0
31	Karacasu	0	0	0	0	0	0	0
32	Kınık ılıca	0	0	0	0	0	0	0
33	Müsteciler	1	0	0	0	0	0	1

表Ⅲ b (つづき)

村番号	村名	1679年	1687年	1688年	1689年	1697年	1701年	合計
34	Emen	0	0	0	0	0	0	0
35	Yozgat	1	0	0	0	0	0	1
36	Değirmenözü	0	0	0	0	1	0	1
37	Seyhköyü	0	0	0	1	1	0	2
37+	Koşçılar	0	1	0	0	0	0	1
38	Hacıbeyler	0	0	0	0	0	0	0
39	Temürçiler	0	0	0	0	0	0	0
40	nefs-i Çebni	0	0	1	6	0	1	8
41	Çatak felekeddin	0	0	0	0	0	0	0
42	Yenice felekeddin	0	0	0	0	0	0	0
43	Gökmi	2	0	0	1	1	1	5
44	Saçılar	0	0	0	0	0	0	0
45	Kozfındık	0	0	0	0	0	0	0
46	Pelidcık	1	1	2	1	0	0	5
47	Bel karaağaç	2	1	0	0	1	0	4
48	Günü felekeddin	0	1	0	1	0	0	2
49	Dereceviran	0	0	0	0	0	0	0
50	Fülüs süfli	0	0	0	0	0	0	0
51	Dadanı	0	1	0	2	0	0	3
52	Çatak zameddin	1	2	0	1	0	0	4
53	Durakçı	2	2	0	0	0	0	4
53+	Kozfulus	0	0	0	0	0	0	0
54	Fülüs ulvi	0	0	0	1	2	1	4
55	Karamanlar	0	0	0	1	0	0	1
56	Kandamış	0	0	0	0	0	0	0
57	Yayladınlar	0	0	0	1	0	0	1
58	Ulu mescid	2	0	0	2	0	0	4
59	Bünüş	1	2	0	1	2	1	7
60	Ericcek	1	1	0	0	0	1	3
61	Kozviran	1	1	1	3	1	1	8
62	Kulumı	0	0	0	5	0	1	6
63	Afşar gidiriç	0	0	0	0	0	0	0
64	Kayı sazak	0	1	0	0	1	0	2
65	Şıhlar	0	1	0	0	0	0	1
66	Kımık sazak	0	4	1	4	0	0	9
67	Günü gidiriç	1	1	0	1	0	0	3
68	Kırha	0	0	0	1	0	0	1
69	Çanakçılar	0	0	0	0	0	0	0
70	Yuva	3	0	0	1	1	0	5
71	Baltalı	1	1	0	1	2	1	6
72	Kol	0	0	0	0	0	0	0
73	Bürnük	0	0	1	1	0	0	2
74	Zahmanlar	0	0	1	0	0	0	1
75	Hacılar	0	0	0	1	0	0	1
76	Yenice zamettin	1	0	0	0	0	0	1
77	Kındıra	0	1	0	1	1	1	4
78	Saraycık	0	0	0	1	0	0	1
79	Susuz kımık	1	0	0	3	1	1	6
80	Berk gökpınar	0	0	0	0	0	0	0
81	Çayı gökpınar	1	2	0	1	3	2	9
82	Oçuklar	2	1	0	1	0	0	4
[82]	Çebni	2	0	0	0	0	0	2
83	Tatılar	0	1	0	0	0	0	1
84	Oğulderik	0	0	1	0	1	0	2
85	Ahmedler	3	1	1	0	0	0	5
86	Bağçe	0	0	0	1	0	0	1
[86]	Belkler	0	0	0	0	0	0	0
87	Çaşa zameddin	0	1	0	3	2	1	7
88	Vakıf akçekavak	0	0	0	1	0	0	1
89	Haric akçekavak	0	0	1	2	0	0	3
90	Karaca ağaç	1	0	0	0	0	0	1

表Ⅲ b (つづき)

村番号	村名	1679年	1687年	1688年	1689年	1697年	1701年	合計
91	Geçidviran	0	0	0	0	0	0	0
92	Karataş	0	0	0	0	0	0	0
93	Babahazır	0	0	0	1	1	0	2
94	Ağalar	0	0	0	0	0	0	0
95	Kozkebir	3	1	0	5	2	0	11
96	Çıkur	0	0	0	0	0	0	0
97	Ağacalar	0	0	0	1	0	0	1
97-	Çayı güzad	0	0	0	0	0	0	0
98	Çakırlar	0	0	0	0	0	0	0
99	Kozsağır	0	0	1	0	0	1	2
100	Bölükviranözü	0	0	0	0	0	0	0
101	Karakaya	0	0	1	0	0	0	1
101+	Gelyabükü	0	0	0	0	0	0	0
102	Günü gökçesu	1	1	0	1	0	0	3
102-	Sarıçam	0	0	0	0	0	0	0
103	İlmen	0	0	0	2	1	0	3
104	Afşar gökçesu	1	0	0	2	0	2	5
105	Çorak	1	0	1	0	0	1	3
106	Küplüce	0	1	0	0	0	0	1
107	Merkeşler	1	1	0	1	0	0	3
107-	Bükkebir	0	0	1	0	0	0	1
108	Koğnum	0	0	0	2	0	0	2
109	Arab	1	0	0	0	1	0	2
110	Değirmenderesi	3	0	0	0	0	1	4
111	Bahşılar	0	0	1	1	1	0	3
112	Tetemeçele	2	1	0	1	0	0	4
113	Üveysler	0	0	0	0	0	0	0
114	Meşdiçele	0	0	0	4	1	2	7
115	Kayslerler	0	3	0	1	0	0	4
116	Müstakımlar	0	3	1	0	1	1	6
117	Benaz	1	0	0	0	0	0	1
118	Candır	0	0	0	2	1	2	5
119	Beyat	0	0	0	0	0	0	0
120	Muşlıklar	0	0	0	1	0	0	1
121	Yakublar	0	0	0	0	0	0	0
122	Hamzabey	0	0	1	0	0	0	1
123	Çıkurviran	0	1	0	1	1	1	4
123++	Teteme Karaağaç	0	0	1	0	0	0	1
124	Yığılca	0	0	0	0	0	1	1
125	Vakıf geçidviran	0	0	0	0	0	0	0
126	Kemalbey tekyesi	0	0	0	1	0	0	1
127	Çal	0	0	0	0	1	0	1
128	Tekkesusuz	0	0	0	0	1	0	1

※ 1698年の志願漕手については、徴発形態が異なることから除外した。

※ 所属村が不明であった出征者番号 33 (1679年), 20 (1688年), 38 (1701年) の3名は含まれていない。

表Ⅲ c-1

種別	時期	出征者人数	備考
漕手	1679年	46	
	1687年	48	
	1688年	20	
	1697年	39	
	1701年	38	
民兵招集	1689年	106	※内9名は街区民
志願漕手	1698年	55	※内3名は街区民
総数(延べ人数)		352	※実人数311名

表Ⅲ c-2

回 数	記 号	村番号	出征者番号						
			1679年	1687年	1688年	1689年	1697年	1698年	1701年
2回	あ	1						12	37
	い	1						43	28
	う	10		9				6	
	え	10				76	13		
	お	10					18		32
	か	10						19	29
	き	30+		29		64			
	く	43					27		7
	け	46		20		68			
	こ	61						28	14
	さ	61				80		49	
	し	62				100		41	
	す	66		34		84			
	せ	70	16				6		
	そ	71	25	10					
	た	85		21	11				
ち	93				21	4			
つ	120				72		38		
3回	て	10					15	34	12
	と	11		26	2			33	
	な	54				38	7		34
	に	66		30	14	87			
	ぬ	81					17	37	22
4回	ね	59	34	41			11	30	
	の	87		48		102	37	32	
	は	87				70	35	35	5
5回	ひ	1		25		57	24	18	30

表Ⅲ d-1

種 別	時 期	保証人 延べ人数	備 考
漕手	1679年	151	「全村民」(1)・「その他の村民」(5)
	1687年	179	「全村民」(1)
	1688年	53	「全村民」(2)
	1697年	107	「その他の村民」(3)
	1701年	86	「村民」(1)・「その他の村民」(1)
民兵招集	1689年	264	「全村民」(4)・「その他の村民」(6)・ 「村民」(8)・「街区民」(3)・「その他の 街区民」(1)
志願漕手	1698年	124	
総 数		964	※実人数 843名

表Ⅲ d-2

回数	記号	村番号	保証人番号								
			1679年	1687年	1688年	1689年	1697年	1698年	1701年		
2回	あ	1		103				60			
	い	1						59	33		
	う	1					157		53		
	え	1							99	65	
	お	10			27			31			
	か	10			29						67
	き	10			30				46		
	く	10							45		68
	け	11			105					74	
	こ	30+								52	69
	さ	37							38		25
	し	37							44		26
	す	37+			147					11	
	せ	40				17	245, 249				
	そ	40					153, 246, 250				72
	た	40					154, 195				71
	ち	43							75		15
	つ	51			91		92				
	て	51			94		93				
	と	53	75, 80						105		
	な	54					105				79
	に	59			110		31				
	ぬ	59							29		1
	ね	61			14		123				
	の	61					127			116	
	は	62			134		23				
	ひ	66			41, 176	34					
	ふ	66				35	141				
	へ	67			168		168				
	ほ	70	63						15		
	ま	71			32						51
	み	81			130					88	
	む	81							92		49
	め	82	67		113						
も	84				3					20	
や	87							95, 103		11	
ゆ	87					256		98			
よ	89				24	210					
ら	95	19				10, 29					
り	102	6				62					
る	102	9				61					
れ	102	10				63					
ろ	104	37				146					
わ	104	41				149					

表Ⅲ d-2 (つづき)

回数	記号	村番号	保証人番号							
			1679年	1687年	1688年	1689年	1697年	1698年	1701年	
2回	を	105	11		46					
	ん	110						17	37	
	ア	112		10		235				
	イ	114				129, 132	54			
	ウ	116		61			1			
	エ	116		62	15					
	オ	118				201, 227		22		
3回	カ	59				32	26	67		
	キ	59		112		35	30			
	ク	59		162			25, 28		2	
	ケ	61				126		64	30	
	コ	67	130	164		167				
	サ	81				116	42	86		
	シ	81				115		87	47, 52	
	ス	87				255	102	72		
	セ	95	18	1		9, 30				
	ソ	116		42	16			2		
タ	118					199, 224		21	43	
4回	チ	85	146	84	27	193, 222				

※太字は親族であることを表す。

表Ⅳ a

	グループ村落（街区）内からの出征者番号										
	自村（街区）および他村（街区）の保証人					他村（街区）の保証人					
1679 年											
1687 年											
1688 年	14					46	70	103			
1689 年	48					16					
1697 年											
1701 年											
	グループ村落（街区）外からの出征者番号										
	自村（街区）および他村（街区）の保証人					他村（街区）の保証人					
1679 年	15	24	38	44	45	14	21	29	32		
1687 年	48					2	33	40			
1688 年											
1689 年	60	69				17	39	88	106		
1697 年	15	18	30				38				
1701 年	9	10	24				8	12	25	30	

※ 1698 年の志願漕手については、徴発形態が異なることから除外した。

※ 太字の出征者番号については、「他村（街区）の保証人」が本来出征を担っていたグループ内の村々（諸街区）に属する者であることをさす。たとえば、1679 年の 15 は G 番号 14 により調達された出征者である。彼の保証人は彼と同じ Durakçı 村の者 1 名と Fülüs ulvi 村および Oçuklar 村の者各 1 名が務めた。そしてこの後者の 2 村は、Bağçe および Belk 村とともに G 番号 14 を構成した村々である。

※ 1688 年の出征者番号 6 と 1689 年の 21, 75 は、グループ内より出征することとなった者で、その保証人として彼自身の村の村民、および同グループに属した他村の村民の名前が記されている。他村の者とは言え、同じグループ内の者であることから本表からは省いた。また 1689 年の出征者番号 84 についても、グループ内より出征することとなった者で、他村の者が保証人を引き受けたが、その他村がやはり同じグループに属する村であることから、本表から省いた。計 4 名を除いた。

表Ⅳ b-1

グループ村落（街区）内からの出征者数								
保証人数	1679年	1687年	1688年	1689年	1697年	1701年	合計(名)	割合(%)
1名	0	0	0	1	0	1	2	1.6%
2名	3	1	5	16	5	8	38	29.9%
3名	4	7	7	14	7	7	46	36.2%
4名	1	6	2	8	2	2	21	16.5%
5名	4	3	0	2	1	0	10	7.9%
6名	0	6	0	2	0	0	8	6.3%
7名	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
8名	0	0	0	0	1	0	1	0.8%
9名	0	1	0	0	0	0	1	0.8%
合計人数	12	24	14	43	16	18	127	
平均人数	3.5	4.5	2.8	3.0	3.3	2.6	3.3	
グループ村落（街区）外からの出征者数								
保証人数	1679年	1687年	1688年	1689年	1697年	1701年	合計(名)	割合(%)
1名	0	1	0	2	1	2	6	5.0%
2名	9	7	2	18	12	9	57	47.1%
3名	11	3	1	11	5	3	34	28.1%
4名	6	8	0	2	2	1	19	15.7%
5名	1	1	0	1	0	0	3	2.5%
6名	0	1	0	0	0	0	1	0.8%
7名	0	0	0	1	0	0	1	0.8%
8名	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
9名	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
合計人数	27	21	3	35	20	15	121	
平均人数	3.0	3.2	2.3	2.6	2.4	2.2	2.7	

※保証人に「全村民」などの表記が見られる出征者（表Ⅳ b-2参照）については考察の対象外とした。

※1679年の出征者番号33については、所属村不明で除外した。

※1687年の出征者番号1と2については、いずれの保証人かが区別されていないことから除外した。

※1688年出征者番号20については、所属村不明で除外した。

※1689年出征者番号3, 4, 5, 6と15, 16については、いずれの保証人かが区別されていないことから除外した。

※1698年の志願漕手については、徴発形態が異なることから除外した。

※1701年出征者番号38については、名前も所属村も不明で除外した。また26と27については、いずれの保証人かが区別されていないことから除外した。

表IV b-2

	年	左記の保証人がいた出征者番号								
全村民	1679	5								
	1687	38								
	1688	16	17							
	1689	42	43	74	76					
	1697									
	1701									
その他の村民	1679	6	7	9	23	25				
	1687									
	1688									
	1689	14	44	53	58	62	65			
	1697	2	4	13						
	1701	36								
村民	1689	18	63	72	73	78	88	89	96	
	1701	10								
街区民	1689	90	91	95						
その他の街区民	1689	101								

※ 1698年の志願漕手については、徴発形態が異なることから除外した。

※ 太字は他グループからの出征者である。

※ 1689年出征者番号90 (Gölyüzü 街区在住) は Eskicami 街区への割当に、代わって出征した。

※ 1689年出征者番号96 (Çıkınlar 村在住) は Afkar 街区への割当に、代わって出征した。

表IV c-1(1)

	保証人(親族) 延べ人数	保証人(親族) 実人数
父親	15	14
兄弟	31	27
義兄弟	1	1
息子	10	10
総数	57	52

表IV c-1(2)

年	出征者が自らが居住した村(街区)が 属したグループより出征した場合					出征者が他グループより出征した場合					総合計
	父親	兄弟	義兄弟	息子	合計	父親	兄弟	義兄弟	息子	合計	
1679	0	2	0	0	2	1	4	0	0	5	7
1687	2	3	0	0	5	1	3	1	0	5	10
1688	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1
1689	3	3	0	2	8	1	7	0	1	9	17
1697	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1
1698	5	5	0	5	15	1	1	0	0	2	17
1701	1	0	0	2	3	0	1	0	0	1	4
合計	11	14	0	9	34	4	17	1	1	23	57

表Ⅳ c-2

出征回数	出征者記号			1679年	1687年	1688年	1689年	1697年	1698年	1701年	
2回	い	出征者名	Mehmed bin İbrahim	出征者番号						43	28
		保証人名	İbrahim	保証人番号						99	65
		出征者との続柄								父親	父親
	く	出征者名	Ömer bin Mehmed	出征者番号						27	7
		保証人名	Bayram bin Ali	保証人番号						75	15
		出征者との続柄								他人	他人
	こ	出征者名	Halil bin Ahmed	出征者番号						28	14
		保証人名	Halil bin Yusuf	保証人番号						64	30
		出征者との続柄								他人	他人
	せ	出征者名	Ömer bin Abd al-Selam	出征者番号	16					6	
保証人名		Ali bin Mahmud	保証人番号	63					15		
出征者との続柄			他人					他人			
た	出征者名	Mahmud bin Ahmed	出征者番号	21	11						
	保証人名	Ali bin Ahmed	保証人番号	84	27						
	出征者との続柄			兄弟	兄弟						
3回	と	出征者名	Mehmed bin al-Hacı Receb	出征者番号	26	2				33	
		保証人名	Mustafa bin al-Hacı Receb	保証人番号	105					74	
		出征者との続柄			兄弟			兄弟			
	な	出征者名	Musa bin Ali	出征者番号			38	7			34
		保証人名	al-Hacı İlyas al-Hacı Hasan	保証人番号			105				79
		出征者との続柄					他人				他人
	ぬ	出征者名	Hasan bin Ahmed	出征者番号			17	37			22
		保証人名	Mustafa bin Veli	保証人番号			42	86			
		出征者との続柄					他人	他人			
		保証人名	Mehmed bin Hüseyin	保証人番号							87
出征者との続柄									52		
									他人		
4回	ね	出征者名	Qalender bin Musa	出征者番号	34	41			11	30	
		保証人名	Turdi Balı	保証人番号			162		25		
		出征者との続柄					他人		他人		
	の	保証人名	Sefer bin Mahmud	保証人番号					26	67	
		出征者との続柄							他人	他人	
		出征者名	Osman bin al-Hacı Mustafa	出征者番号	48			102	37	32	
は	保証人名	Ali bin al-Hacı Mustafa	保証人番号			255	102	72			
	出征者との続柄					兄弟	兄弟	兄弟			
	出征者名	Hüseyin bin Balı	出征者番号			70	35	35	5		
ひ	保証人名	Ahmed bin Arslan	保証人番号				95		11		
	出征者との続柄						他人		他人		
	出征者名	İbrahim bin Himmet	出征者番号	25			57	24	18	30	
5回	ひ	保証人名	Ayaz bin Osman	保証人番号			103	60			
		出征者との続柄					他人	他人			

※出征者記号は表Ⅲ c-2の記号と同じである。

表V

出征者 記号	出征者名	内 訳	1679年	1687年	1688年	1689年	1697年	1698年	1701年
ね	Kalender bin Musa	出征者番号 自/他グループ 保証人	34 他グループ 自村民	41 他グループ 自村民			11 自グループ 自村民	30 自村民	
の	Osman bin Haci Mustafa	出征者番号 自/他グループ 保証人	48 他グループ 自村民と他村民			102 他グループ 自村民(兄弟2名)	37 他グループ 自村民(内1名兄弟)	32 自村民(兄弟)と他村民	
は	Hüseyin bin Balı	出征者番号 自/他グループ 保証人				70 自グループ 自村民と他村民	35 他グループ 自村民	35 自村民(内2名息子)	5 自グループ 自村民
ひ	İbrahim bin Himmət	出征者番号 自/他グループ 保証人		25 自グループ 自村民		57 他グループ 自村民	24 自グループ 自村民	18 自村民	30 他グループ 他村民

※出征者記号は表Ⅲ c-2の記号と同じである。

※自/他グループ=出征者が自らが居住した村が属したグループより出征したのか、他のグループより出征したのかを表す。なお1689年の出征者番号102(の)は、街区(M2, M5, M9)で形成されたグループより出征した。

※自村民=出征者と同じ村に居住した者を表す。

※他村民=出征者が属したグループ外の村に居住した者を表す。なお1701年の出征者番号30(ひ)の保証人は、出征者を迎えたグループに属した村に在住した村民である。

※1698年の志願漕手に際しては、グループが形成されておらず、自/他グループ欄は空白である。